

小山評定は歴史的事実なのか（その3）

－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－

白 峰 旬

〈7. 小山評定は歴史的事実なのか～おわりに＋【補論】〉

【要 旨】

筆者は2012年3月に拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」（『別府大学大学院紀要』14号）を発表して、従来、“小山評定”は、慶長5年7月25日、徳川家康が上杉討伐のために東下した諸将を小山（下野国、現栃木県小山市）に招集して、上杉討伐の中止と諸将の西上を決定した軍議として通説化して扱われてきた点を批判し、一次史料の詳細な内容検討によりこれまで通説で肯定されてきた“小山評定”が歴史的事実ではなく、フィクションであることを論証した。

この前掲拙稿の内容に対して、本多隆成氏は同年10月に同氏の論文「小山評定の再検討」（『織豊期研究』14号）を発表し、詳細な御批判を加えられた。よって、本稿では、本多氏によって前掲拙稿に加えられた批判点を検討して反論するとともに、前掲拙稿で検討できなかった諸点についても本稿では論及して考察した。

【キーワード】

関ヶ原の戦い、福島正則、清須城、稲葉通孝書状、浅野幸長書状

※拙稿「小山評定は歴史的事実なのか（その2）－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」（『別府大学大学院紀要』16号、別府大学、2014年）より続く。

7. 小山評定は歴史的事実なのか

本多論文では、日付に関して三説（7月9日説、7月19日説、7月24日説）ある福島正則宛徳川家康書状写について、白峰論文Aで7月24日説の『武徳編年集成』に対して史料批判を加えて、日付と内容が改ざんされていると指摘したことは重要であるが、「本稿（引用者注：本多論文を指す）ではなお中村孝也氏以来の24日説を採っているが、〔史料B〕・〔史料D〕の系譜類で19日としているところから19日であった可能性もたしかに高い」（引用者注：白峰論文Aにおける〔史料B〕は

7月19日付福島正則宛徳川家康書状写〔『福島家系譜』所収〕、〔史料D〕は7月19日付福島正則宛徳川家康書状写〔『福嶋氏世系之圖 全』所収〕を指す)としたうえで、白峰論文Aで7月19日説を採っていることに対して、仮に福島正則宛徳川家康書状写が7月19日付であったとしても、7月25日に小山評定がおこなわれたということについては、白峰論文Aの論証の限りでは、必ずしもそれを全面的に否定したことにはならない、と批判している(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における①)。

仮に福島正則宛徳川家康書状写が7月19日付であったとしても、7月25日に小山評定がおこなわれたということについては、白峰論文Aの論証の限りでは、必ずしもそれを全面的に否定したことにはならない、という本多論文の指摘は妥当なのであろうか。白峰論文Aにおける論証の本旨は、従来の小山評定7月25日説の唯一の一次史料による論拠を崩した点が重要なのであって、この論証により小山評定が7月25日におこなわれた、とする理解は成立しなくなったのである。よって、白峰論文Aにおける論証は小山評定7月25日説を全面的に否定したことになり、小山評定7月25日説を証明する一次史料は現時点では一つも存在しないことを提示したのである。

本多論文では、「〔史料8〕(引用者注：8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状を指す)によれば、正則らは8月3日に西上途上の小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出しており、西上を開始したのは7月19日よりかなり遅れていた。8月3日にまだ小田原ないし三島辺りだったとすれば、7月25日に小山評定があり、翌26日に西上を開始したとする方が日程的には整合性があり、正則が評定に加わることは十分に可能であった。」(下線引用者)と記している。しかし、〔史料8〕には 福島正則と徳永寿昌が小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出したとは全く書かれておらず、本多論文の「正則らは8月3日に西上途上の小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出しており」(下線引用者)という指摘は〔史料8〕の内容とは関係ないことから誤った指摘であるといえる。

本多論文における上記の記載が正しものとして立論するためには、①福島正則と徳永寿昌が8月3日に小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出した、ということを一史料で立証すること、②7月25日に小山評定があった、ということを一史料で立証すること、の2点を立証しない限り、立論として正しいものとは見なすことはできない。つまり、本多論文では、8月3日の時点で福島正則と徳永寿昌が小田原ないし三島辺りにいたことの根拠となる一次史料を提示していないので、この点を一次史料によって立証しない限り、福島正則の西上開始が7月19日よりかなり遅れたことを証明することはできないし、7月25日に小山評定があったことを一次史料で立証する作業もおこなっていないので説得力を欠いたものになっている。

7月25日に小山評定があった、ということを主張するためには、7月25日に小山に諸将が集結して評定をおこなった、と記した一次史料を提示する必要があるが、本多論文ではその点には何も触れていない。本多論文では、小山評定に関する通説の原点は『関原軍記大成』(正徳3年〔1713〕成立)にあり、それが参謀本部編纂『日本戦史 関原役』にはほぼ受け継がれて通説となった、と指摘しているが、江戸時代の編纂史料(軍記物)である『関原軍記大成』が、小山評定が歴史的事実であっ

たことの史料的根拠にならないのは当然であって、7月25日に小山評定がおこなわれたことは歴史的事実であると主張するためには、一次史料による論証が不可欠なのである。よって、今後、小山評定7月25日実在説を主張する場合、一次史料による論証をせずに主張してもそれは意味のない作業になるであろう。

次に、小山評定7月25日実在説の可否を考えるため、前日の7月24日付、及び、当日の7月25日付の関係史料（一次史料）を提示してその内容を検討したい。

〔史料6〕「(慶長5年) 7月24日付那須資晴宛喜連川頼氏書状」⁽⁵⁶⁾

態及使節候、永々在洛近日皈國之由、長途之辛勞察入候、仍今度奥州鉾楯當表隣國之儀候間、機遣可為同意候、如何様出陣付而者、於陳下可遂參會候、委碎南彌治右衛門尉口説可有之候、謹言

七月廿四日

頼氏（花押）

那須太郎殿

これは、7月24日に喜連川頼氏が那須資晴に対して出した書状であり、①長い間、京都にいた那須資晴が最近、帰国したことについて長途の辛勞を察する、②この度の「奥州鉾楯」（＝上杉討伐）は、「當表」（＝下野国）の隣国のことなので気遣い（＝心配）は（那須資晴と）同じである、③出陣する場合は、陣下において参会したい、と述べている。

那須氏は上述のように那須衆の中の一家であり、喜連川氏（本来は那須衆とは別格）は所領が那須衆と同地域にあったので⁽⁵⁷⁾、下野国内にあった両者の所領は近かったため、こうした内容の書状が出されたと考えられる。

この書状で注目される点は、通説では翌日（＝7月25日）におこなわれたとされる小山評定について全く言及がない点である。通説通り7月25日に小山評定がおこなわれたとすると、前日の7月24日付那須資晴宛喜連川頼氏書状で小山評定について全く言及がないことは不可解であり、このことは小山評定実在説を否定する傍証になるだろう。

なお、荒川善夫『戦国期東国の権力構造』⁽⁵⁸⁾では、この書状の内容がすでに検討されているが、那須資晴の参陣については「那須氏関係諸系図や『那須記』に資晴が参陣したという記載がないこと、及び関ヶ原合戦直後資晴が参陣を理由に勲功の賞として所領などを徳川氏から拝領した形跡が見られないことを考慮すると、参陣しなかったと思われる。」としている。

〔史料7〕「(慶長5年) 7月25日付松井興長宛細川忠隆書状」⁽⁵⁹⁾

□人迄之書状、披見申候、明日ハ大略陣かへ候ハんよし心得申候、

謹言

与

七月廿五日

忠(花押)

松井新太良殿

御返事

この書状は細川忠隆(細川忠興の長男)が家臣の松井興長に対して出した書状であり、忠隆は関ヶ原の戦い後廢嫡されたが上杉討伐では父に代わり先陣を務めたり、関ヶ原の戦いをはじめとする主要な戦いに従軍していて、この時期にはまだ忠隆が忠興の跡継としての地位にあった⁽⁶⁰⁾。

書状の内容としては、書状を披見して明日(=7月26日)にはおおよそ陣替^{じんがえ}をする予定とこのことを心得た、と述べている。陣替とは「陣所を他に移すこと」⁽⁶¹⁾という意味であり、7月26日付堀秀治宛徳川家康書状において「上方人衆、今日廿六日悉登申候」⁽⁶²⁾と記されている点、7月26日付京極高次宛徳川家康書状に「従今日廿六日、御人数差上候」⁽⁶³⁾と記されている点、及び、7月26日付小出吉政宛徳川家康書状に「今日廿六日、先手之衆上申候」⁽⁶⁴⁾と記されている点からすると、上杉討伐の中止により細川忠隆も7月26日に西上を開始したと考えられる。

この書状は7月25日付であるにもかかわらず小山評定については全く触れていない点は注目される。細川忠隆が細川忠興の長男であり、上述のように細川忠興の跡継としての地位にあったことを考慮すると、小山評定が7月25日におこなわれたとすれば、細川忠興とともに当然その評定に参加したであろうが、小山評定について全く言及がないのは、通説として扱われている小山評定がフィクションであることを示す有力な証左となる。この書状内容からすると、細川忠隆は陣替について家臣の松井興長からの書状によって知ったことは明らかであり、もし小山評定があったとすれば、逆に細川忠隆から松井興長に小山評定の詳細を伝えて陣替を命じるはずであるがそのようなことにはなっていない。この点も小山評定がなかったことの証左になると考えられる。

そもそも、7月25日に小山評定がおこなわれたことが歴史的事実であったのであれば、小山評定は軍事方針を決定した軍議であるから、7月25日付で諸将の間で取り決めた内容を一つ書きで列記し、軍議に参加した諸将が署判したはずである。例えば、慶長の役(朝鮮出兵)における井邑の軍議では、諸将間で取り決めた内容を一つ書きで5ヶ条にして列記し、日付(9月16日)を明記して宇喜多秀家他14名の部将が連署している⁽⁶⁵⁾。このような文書(一次史料)が残されていないこと自体が、7月25日に小山評定がおこなわれていないこと、及び、小山評定自体がフィクションであることの傍証となり得る。

上述の浅野幸長書状では、「上方之儀」について、諸将が仕置を相談した、としているが、この談合がどのような形のものであったのかはよくわからない。つまり、諸将が談合をおこなった月日、場所のほか、諸将が一堂に会したものかどうかという点について言及はない。そのことについて考察するため、次に8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状の内容を検討したい。

〔史料8〕「(慶長5年) 8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」⁽⁶⁶⁾

(前略) 先度如申入候、上方打捨、会津表雖可申付覚悟候、羽柴左衛門大夫・田中兵部・羽柴三左衛門尉・羽柴越中守、各先々上方仕置申付候ハて不叶由、再三依被申、先江戸迄帰陣仕候、(後略)

この家康書状には、家康は上方を打ち捨てて、会津表について（上杉討伐を）申し付けるべき覚悟であったが、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興が、それぞれ、まずまず「上方仕置」（＝石田三成など大坂奉行衆との対決）を申し付けないと思いどおりにならない、と再三言うので、まずは（家康は）江戸まで帰陣した、と記されている。この書状は、上杉討伐を強く要請していた伊達政宗に対して、家康が上杉討伐を中止して江戸に帰陣した理由を説明したものであるが、ここにも小山評定のことは全く言及されておらず、小山評定で軍勢の西上を決めたとは記されていない。この点も通説として扱われている小山評定がフィクションであることを強く示唆するものである。

小山評定が実際におこなわれたとすれば、家康書状において当然言及されるはずであるし、小山評定に参加した諸将の書状にもそのことについて多くの言及がなされるはずであるが、そうしたことが全く見られないということは、小山評定がフィクションであると断定せざるを得ないのである。

上記の家康書状において、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興といった豊臣系諸将が上杉討伐よりも「上方仕置」を優先するように再三、家康に言ったため家康が江戸へ帰陣した、と記されていることは、上杉討伐の中止が小山評定のような一度の軍議によって一挙に決まったのではなく、上記の豊臣系諸将からたびたび家康に対して上杉討伐を中止するように進言があり、そのことも考慮して、家康が自らの軍事指揮権に基づき、上杉討伐の中止を決定して諸将に命じた、というように理解できる。

福島正則(尾張国清須城主)・田中吉政(三河国岡崎城主)・池田輝政(三河国吉田城主)・細川忠興(丹後国宮津城主)といった豊臣系諸将が、上杉討伐よりも「上方仕置」を優先させた理由は、すでに細川忠興は石田・毛利連合政権によって改易にされていたほか⁽⁶⁷⁾、石田・毛利連合軍が東海道を東進して軍事攻勢をかけてきた場合、東海道筋に居城がある福島正則・田中吉政・池田輝政は留守にしていたそれぞれの居城が攻略されて所領を喪失する危険（或いは、細川忠興と同様に改易にされる危険）があったからと考えられる。その証左として、上述のように石田三成は、上杉討伐のため福島正則が東下して留守にしていた居城の清須城を攻略しようとしていた。こうした点を考慮すると、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興は、家康に忠義を尽くすために上杉討伐の中止を進言したのではなく、自分達の都合を優先させて上杉討伐の中止を進言したと考えられる。

上述の浅野幸長書状における「上方之儀、各被申談仕置」という文言と、上記の家康書状における「上方仕置」は同じことを指していると考えられ、実際には諸将の談合だけで上杉討伐の中止が決定されたのではなく、上記の家康書状に記されているように、それらの諸将からの再三にわたる上杉討伐中止についての進言（家康に進言する前段階で諸将が談合した〔ただし、上述の浅野幸長

書状には諸将が小山で談合したとは記されていない)を家康が考慮して上杉討伐の中止を決定して諸将に命じた、というのが正確な経緯と考えられる。

上記以外に、7月25日小山評定実在説への疑問点の論拠として次の点も指摘できる。高橋明氏がすでに指摘しているように⁽⁶⁸⁾、家康は7月23日付最上義光宛徳川家康書状により上杉討伐の中止を指示している⁽⁶⁹⁾。また、7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状では近日、家康が上洛する予定である、と報じている⁽⁷⁰⁾。7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状における上洛文言は、上杉討伐による家康の東下以降の家康書状では初見の事例であり、家康が上洛することは、上杉討伐を中止して軍勢を率いて西上する、という意味である。よって、7月23日の時点で、家康は上杉討伐の中止と西上することを表明したことになる。このことは、通説において7月25日の小山評定によって上杉討伐の中止と西上が決定したとする見解への有力な反証になる。高橋明氏は7月23日付最上義光宛徳川家康書状を根拠として「25日の小山評定による上洛決定をいうのは誤りである」⁽⁷¹⁾とすでに指摘している。この点も、7月25日に小山評定がおこなわれたことを疑問視する根拠になり得る。

本多論文では、上記の7月23日付最上義光宛徳川家康書状と7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状について全く検討していないので、この両書状の内容をどのように位置付けるべきなのか本多氏の見解を今後明示すべきであろう。

以上のように、7月25日小山評定実在説を否定できる諸点を指摘してきたが、こうした諸点を考慮すると、小山評定は歴史的事実ではなかったと考定できよう。

8. 7月19日以降の福島正則の行動について

本多論文では、白峰論文Aへの批判点として「そもそも、19日付けの書状をもって、正則は19日に西上を命じられたとするが、その解釈は誤りであろう。19日には本書状を黒田長政・徳永寿昌に託し、会津攻めのために先行していた正則を追いかけさせたのである。その際に、「御自身は是迄可有御越」の「是迄」を、19日説を採ると江戸となるが、正則は19日に江戸を発った秀忠よりは先発していたであろうから、すでに小山近くまでは行っていたと考えられる。『福島家系譜』によれば、「下野国小山江被下置候御書左之通」として〔史料B〕を収録しており、正則はこの家康書状を小山で受け取ったといわれている。もしそうであれば、長政らが小山に着くのは21日以降のこととなるので、同日に江戸から出馬している家康が正則を江戸に呼び返すようなことはないはずで、矛盾が生ずる。24日説を捨てきれない所以でもある。」(引用者注：白峰論文Aにおける〔史料B〕は7月19日付福島正則宛徳川家康書状写〔『福島家系譜』所収〕を指す)と述べている(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における②)。この批判点について、以下に検証したい。

まず、「19日には本書状を黒田長政・徳永寿昌に託し、会津攻めのために先行していた正則を追いかけさせたのである。」(下線引用者)という上記の指摘についてであるが、福島正則が7月19日の時点で上杉討伐のために先行していた、というのはどのような論拠によるものなのであろうか。

この点について本多論文では、史料の根拠を明示していないが、この点については一次史料によって論拠を明示する必要があるだろう。よって、黒田長政・徳永寿昌が7月19日付書状を家康から託されて福島正則を追いかけた、という本多論文での指摘も単なる推測に過ぎないことになる。

また、「正則は19日に江戸を発った秀忠よりは先発していたであろうから、すでに小山近くまでは行っていたと考えられる。」（下線引用者）という上記の指摘についてであるが、福島正則が徳川秀忠よりも先発したことや7月19日の時点ですでに小山近くまで行っていた、という指摘も本多論文では一次史料による史料の根拠が明示されておらず、単なる推測に過ぎないことになる。

そのほか、『福島家系譜』によれば、「下野国小山江被下置候御書左之通」として〔史料B〕を収録しており、正則はこの家康書状を小山で受け取ったといわれている。（下線引用者）という上記の指摘についてであるが、「下野国小山江被下置候御書左之通」という記載は、『福島家系譜』に収録された7月19日付福島正則宛徳川家康書状写の中の記載文言ではなく、同書状写の前に記された説明中の文言である。『福島家系譜』は江戸時代後期である天保2年（1831）以降に成立した⁽⁷²⁾ 編纂史料であるから、この説明文言は天保2年以降に記された文言であることは明らかなので、江戸時代後期に流布されていた小山評定に関する歴史認識に基づいて書かれたと思われる。よって、「下野国小山江被下置候御書左之通」という記載は慶長5年段階での歴史的事実を示すものではないことから、この記載をもとに、「正則はこの家康書状を小山で受け取った」と考定することは避けるべきであろう。

以上のように、本多論文における上記の指摘は史料の根拠（一次史料）がなく、単なる推測にもとづいているので、「もしそうであれば、長政らが小山に着くのは21日以降のこととなるので、同日に江戸から出馬している家康が正則を江戸に呼び返すようなことはないはずで、矛盾が生ずる。」という本多論文における指摘も論拠がない指摘ということになろう。よって、「そもそも、19日付けの書状をもって、正則は19日に西上を命じられたとするが、その解釈は誤りであろう。」という本多論文における指摘も、その論拠が推測によるものであって妥当な指摘とはいえないことになる。

このように考えると、本多論文において、福島正則宛徳川家康書状に関して「24日説を捨てきれない所以でもある。」としている点は、上記の本多論文の指摘では7月24日説を論証する論拠にはならないので、7月24日説を論証するためには、本多氏は、今後、新出の一次史料などを使って論証すべきであろう。

上述したように、本多論文では8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状（本多論文における〔史料8〕）に関して「正則らは3日に小田原ないし三島辺りから家康宛の書状を出した」と指摘している。この指摘は史料の論拠（一次史料）がなく本多氏の推測によるものであることは上述したが、本多氏のこの推測は整合性があるものかどうか、という点を次に考えてみたい。

〔史料9〕「（慶長5年8月）5日付松井興長宛細川忠隆書状」⁽⁷³⁾

わさと書状令披見候、明日陣替の事、得其意候、しかれハ、其方之今夜之陣やを、明日我等可

参候間、其方之者一人残しをキ候て可給候、明日早々此方之者可遣候、それまでの儀候、家
かす廿五六もとり可給候、但、又小田原のきわニ、家共多く候ハヽ、同ハ小田原の近所ニてほ
しく候、かしく

与一

五日

忠(花押)

新太良殿

御返事

この書状は、上杉討伐中止後、西上の途中で細川忠隆が家臣の松井興長に対して出したものであ
る。この書状は5日付の記載があり月の記載はないが、林千寿氏は慶長5年の8月に比定してい
る⁽⁷⁴⁾。内容としては、①細川忠隆が松井興長からの書状を披見して、明日(=8月6日)、陣替す
ることを了解した、②そのため、松井興長の今夜(=8月5日の夜)の陣屋を、明日(=8月6日)
細川忠隆が(そちらへ)行くので、松井興長の(配下の)者を1人(陣屋に)残しておいてほしい、
③そして、明日(=8月6日)、すぐに細川忠隆の(配下の)者を遣わす、④(明日、細川忠隆が
そちらに行くので細川家の軍勢が泊まる)家数を25~26も取っておいてほしい、⑤ただし、小田
原きわの際に家が多くあれば、家は小田原の近所でほしい、と記されている。

〔史料10〕「(慶長5年8月)6日付松井興長宛細川忠隆書状」⁽⁷⁵⁾

書状披見申候、今朝 其方小性兩人まで被残候て念入候、令満足候、小田原辺相被尋候へ共、
陣所無之候由、無是非候、乍去、我等小性、唯今其地辺へやと申越二進候間、返事待様子(「候」
脱カ)、丹後之儀無別儀候由自□相替儀候ハヽ、重而可承候、恐々かしく

与

六日

忠(花押)

松井新太良殿

返事

この書状も、上杉討伐中止後、西上の途中で細川忠隆が家臣の松井興長に対して出したものであ
る。この書状は6日付の記載があり月の記載はないが、林千寿氏は慶長5年の8月に比定してい
る⁽⁷⁶⁾。内容としては、①細川忠隆が松井興長からの書状を披見した、②今朝(=8月6日の朝)、
松井興長が小姓2人を(陣屋に)残しておいたことに細川忠隆は満足している、③松井興長が小田
原辺りを尋ねたが、(細川家の軍勢が泊まる)陣所(=〔史料9〕での小田原近辺の家数25~26を
指す)がなかったことはやむを得ない、④しかし、細川忠隆の小姓を現在「其地」(=小田原)あ
たりへ宿やどを(さがしに)行かせているので、その返事を待っている、と記されている。

上記の(8月)5日付松井興長宛細川忠隆書状と(8月)6日付松井興長宛細川忠隆書状の内容

を総合すると、①松井興長は細川忠隆よりも1日早い行程で西上していた、②8月5日の夜、松井興長は小田原において陣屋に泊まった、③翌日である8月6日は、細川忠隆がその小田原における陣屋へ行った（細川忠隆は8月5日には小田原の手前の近距離の場所にいた）、④細川忠隆は松井興長に対して（細川家の軍勢が泊まるため）小田原近辺で家数25～26を確保するように要請したが、松井興長は見つけられなかった、⑤そのため、細川忠隆は小田原あたりで宿をさがしていた、ということがわかる。

この経緯からすると、細川忠隆や松井興長は小田原の陣屋に泊まることができたが、細川家の軍勢が泊まる陣所である家（或いは宿）さがしには苦心していたことがわかる。細川家の軍勢が泊まる陣所さがしに苦心した背景としては、多くの諸将が一斉に東海道を西上していて、8月6日の時点では、それらの軍勢が小田原を通過中であり、小田原辺りが大変混雑していたことによるものと考えられる。

上述のように、8月6日に細川忠隆は小田原の陣屋へ行く予定であったが、このことは、8月4日は西上する上方大名で小田原はいっぱいであり、8月5日に西上する上方大名が大挙して箱根越えをして混雑していた、とする『石川正西聞見集』の記載内容⁽⁷⁷⁾と符合する。つまり、西上する家康方の諸大名は、8月4日～同月6日くらいに小田原を通過したことになる。

こうした状況を勘案した場合、上述したように、本多論文では福島正則が8月3日に小田原ないし三島辺りにいた、とする推測をしている点は、整合性を持たないことになる。つまり、8月6日に細川忠隆は小田原の陣屋へ行ったことは、上述のように一次史料で確認できるので、仮に福島正則が8月3日の時点で小田原にいたと想定すると、8月6日に小田原にいた細川忠隆と3日程度の違いしかなくなる。諸将の中で最も早く7月19日に家康からすでに西上を命じられた福島正則と、上述のように上杉討伐の中止により7月26日に西上を開始した細川忠隆が、西上の行程差として3日程度の違いしかなくは大いに疑問である。そもそも、7月19日に家康から西上を命じられた福島正則が、家康の命を無視する形で10日以上も関東にとどまり続け、8月3日の時点でなお小田原ないし三島辺りにいたとする本多論文の想定は非常に不自然といえる。

このように考えると、7月19日に家康から西上を命じられた福島正則は、すぐに西上して居城の清須城に帰ったと考えられ、7月中には清須城に帰城したと考えられる。よって、本多論文で「軍勢を率いた正則らの清須到着は、家康の西上時の行軍を参考にすると10日か11日頃となり」（引用者注：「10日か11日頃」は、8月10日か8月11日頃を指す）としている点（上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における③）は妥当ではないことがわかる。

9. 家康はいつ「内府ちかひの条々」が出されたことを知ったのか

7月17日に大坂の三奉行（長東正家・増田長盛・前田玄以）が「内府ちかひの条々」十三ヵ条⁽⁷⁸⁾を諸大名に出して家康を政治的に弾劾したが、このことを家康はいつ知ったのか、という点は重要な問題である。

本多論文では、「三奉行参画の情報が小山にいる家康に伝わったのは、おそらく28日の遅くであったと思われる。29日付けの家康書状で、はじめてそのことに触れていることからたしかなことであろう。すなわち、黒田長政宛の〔史料5〕で「先度御上以後、大坂奉行亦別心之由申来候間」とあるように、大坂奉行衆＝三奉行ら参画の情報は、26日の長政らの西上以後にもたらされたのである。」(引用者注：本多論文における〔史料5〕は7月29日付黒田長政宛徳川家康書状を指す)と指摘している。

また、本多論文では、『慶長年中卜齋記』の小山評定前後の記述は、確実な史料としては使いにくいのであるが、白峰氏はこれによって24日に「内府ちかひの条々」などが家康のもとに伝わっていたといわれている。これもたしかな史実とはみなしがたく、一次史料の検討からは前節三項で述べたように、輝元の加担・三奉行の参画の情報が家康のもとに確実に伝わったのは、28日の遅くであったと考えられる。24日には伝わっていたとする白峰氏は、29日より前の家康関係の書状などでそのことに触れられていないことを、家康が東下した諸大名の離反を防ぐためその情報を隠し、虚偽の記載をしたものといわれているが、それは自説に合わせた誤った推測にすぎない。そもそも、上方の情報はいろいろなルートで諸大名たちにも直接もたらされていて、事実はすぐに明らかになるのであるから、そのような姑息な手段を弄する意味がなかったといえよう。」と指摘して、白峰論文A、白峰論文Bの記載内容に対して批判している(上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における④)。

こうした点について以下に検討したい。白峰論文A、白峰論文Bでは『慶長年中卜齋記』慶長5年7月24日条⁽⁷⁹⁾の「内府違ひ十三ヶ條の書物、上方より越候」という記載をもとに、7月24日に「内府ちかひの条々」が家康のもとに届いたので、7月24日の時点で家康は公儀から排除されたことを認識した、と指摘した。この点について、本多論文では、上述のように『慶長年中卜齋記』の小山評定前後の記述は、確実な史料としては使いにくいのであり、「これもたしかな史実とはみなしがたく」と批判した。確かに『慶長年中卜齋記』のみがこのことを記載していたとするならば、本多論文の指摘は妥当かもしれないが、『慶長年中卜齋記』以外の史料にも同様の記載が見られる。

朽山齊氏所蔵『内府公軍記』⁽⁸⁰⁾には「七月廿一日 内府公御動座、四日路、さき手小山に至て御参陣、然者天下一統候て、内府公を被捕御敵之由、追々御注進在之」という記載がある。これは、家康が7月21日に(江戸から)出陣して「四日路」の時点で、先手は小山(下野国)に至っていたが(この時)天下は統一されていて、家康を敵ととらえたということが次々と(家康のところへ)注進された、という意味であり、大坂の三奉行によって「内府ちかひの条々」が出されて家康が豊臣公儀(豊臣秀頼)の敵になったという当時の政治状況がよくとらえられている。「天下一統」という文言は、石田・毛利連合政権が成立して豊臣秀頼を推戴し、家康を公儀から完全に排除して秀頼の敵と認定したことを明確に示している。この注進が次々と家康のもとに届いたのが、7月21日に家康が江戸を出陣して「四日路」の時点と記されているので、7月21日に家康が江戸を出陣して4日目というのは7月24日ということになる。このように、『内府公軍記』の記載内容も上記の『慶長年中卜齋記』

の記載内容と一致する。

大澤泉氏は、朽山齊氏所蔵『内府公軍記』（著者は太田牛一）について、太田牛一自筆の原本を正確に写した模写本であり、他の同系統の太田牛一自筆本である大和文華館所蔵『内府公軍記』、蓬左文庫所蔵『太田和泉守記』（慶長12年〔1607〕成立）と比較して、朽山齊氏所蔵『内府公軍記』の書写原本は最も成立年代が早い、と指摘している⁽⁸¹⁾。この点を考慮すると、朽山齊氏所蔵『内府公軍記』の書写原本は、関ヶ原の戦い後、数年以内には成立したと考えられるので、編纂史料ではあるが、その内容の信憑性は高いと思われる。

本多論文では、7月29日付黒田長政宛徳川家康書状（本多論文における〔史料5〕）をもとに「三奉行参画の情報が小山にいる家康に伝わったのは、おそらく28日の遅くであったと思われる」としているが、この想定が正しいとするならば、7月17日に大坂の三奉行が「内府ちかひの条々」を出して11日目にそのことを初めて知ったことになる。逆に言えば、10日間もの間、家康はこのような重大な情報を全く知らなかったことになる。このようなことが常識的に考えてあり得るのであろうか。

光成準治氏が指摘するように⁽⁸²⁾、7月21日付松井康之・有吉立行・魚住市正宛細川忠興書状写に「急度申候、石田治部・輝元申談、色立候由、上方内府へ追々御注進候、如此可有之とかねて申たる事二候、其外残衆こと〜く、一味同心之由二付、定而内府早速御上洛可有之候（後略）」⁽⁸³⁾とあって、7月21日の時点で、石田三成と毛利輝元が談合して（＝申し合わせて）反家康の決起をしたという情報が伝わった、としている点は重要である。このことは、具体的には7月17日に毛利輝元が大坂城に入城したことを指すと考えられ、「上方内府へ追々御注進候」とあるように、7月21日の時点で次々と上方から家康のもとに注進があったことがわかる。この場合、上方の諸大名筋（つまり複数のルート）から家康のもとに確定した情報が次々と注進されたと考えられる。

このことについて、本多論文では「忠興がたしかな情報を基にして書いたものではなく、風聞ないし推測に基づくものと考えられる」と指摘しているが、上記の細川忠興書状の内容をそのように読み取ることはできない。風聞のような不確かな情報であれば「風聞」、「沙汰」などというように上記の細川忠興書状に記されるであろうし、単なる風聞が次々と家康に注進されることはないはずなので、この本多論文の指摘は妥当ではないと考えられる。

また、本多論文では「日程的にいって、17日に輝元が大坂城に入城して西軍のいわば盟主となったというような情報が、たしかな形でわずか4日後の21日に宇都宮にいる忠興のもとに届いていたとは考えられない」と指摘しているが、7月21日付松井康之・有吉立行・魚住市正宛細川忠興書状写の内容を見るとわかるように、上方からの注進は家康に届いたのであって、忠興に届いたのではない。7月21日に家康は江戸を出陣するがそれまでは江戸にいたので、この注進は上方（大坂と考えられる）から江戸に届いたのである。よって、上方（大坂）－江戸間においてあしかけ4日で書状（この場合は急報）が届くことが日数的に可能かどうかを検討すると、上述のように9月19日付大関資増宛浅野長政書状写の内容から、書状が黒羽（下野国）－赤坂（美濃国）の間をあしかけ4

日で届いたことは明らかなので、その区間距離を勘案すると、上方（大坂）－江戸の間をあしかけ 4 日で注進状が届くことは十分可能と考えられる。

このように、家康が 7 月 21 日の時点で、石田三成と毛利輝元が談合して（＝申し合わせて）反家康の決起をしたということを知っていたので、7 月 23 日付最上義光宛徳川家康書状で上杉討伐の中止を命じたほか、7 月 23 日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状で家康が近日上洛することを初めて表明した、と考えられる。本多論文ではこの 2 つの書状内容を検討していないが、あらためて検討のうえ立論し直すべきではないだろうか。

7 月 23 日付最上義光宛徳川家康書状では、家康は最上義光に対して、石田三成・大谷吉継が「才覚」をもって、方々へ触状を回して「雑説」があるので、（上杉討伐のために最上義光が）出陣することは無用である、と記されている。ここでは、石田三成・大谷吉継が方々へ触状を回している、としているが、石田三成と大谷吉継が連署して家康を非難した触状は史料として伝存しないので、そのような触状はそもそも存在しなかった、と考えられる。よって、この触状とは 7 月 17 日に大坂三奉行が諸大名に対して出した「内府ちかひの条々」を指している可能性が高い。しかし、三奉行が家康を弾劾した「内府ちかひの条々」の存在を家康自身が認めてしまうと、家康が公儀から排除されたことが明らかになってしまい、最上義光が家康から離反する可能性があるので、三奉行が出した「内府ちかひの条々」とは記さずに、石田三成・大谷吉継が方々へ回した触状というように矮小化して虚偽の記載をしたのであろう。とすると、7 月 23 日の時点で家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを知っていたことになる。このように一次史料（7 月 23 日付最上義光宛徳川家康書状）の検討からすると、「内府ちかひの条々」が出されたことを家康は 7 月 23 日の時点で知っていたことになり、上述したように 7 月 24 日に家康が知ったとする編纂史料（『慶長年中卜齋記』、朽山齊氏所蔵『内府公軍記』）の検討結果よりも 1 日早まることになる。

なお、上記の『慶長年中卜齋記』では 7 月 24 日に「内府ちかひの条々」が家康のもとに届いた、としているが、上述のように、上方（大坂）－江戸の間をあしかけ 4 日で注進状が届くことは日数的に可能なので、「内府ちかひの条々」が 7 月 17 日に出了たことに関する注進は 7 月 21 日の時点で家康のもとに来ていた可能性さえ想定できよう。このように考えると、本多論文で「三奉行参画の情報が小山にいる家康に伝わったのは、おそらく 28 日の遅くであったと思われる」という想定は日数的に遅すぎるように思われる。

次に、本多論文で「24 日には伝わっていたとする白峰氏は、29 日より前の家康関係の書状などでそのことに触れられていないことを、家康が東下した諸大名の離反を防ぐためその情報を隠し、虚偽の記載をしたものといわれているが、それは自説に合わせた誤った推測にすぎない。そもそも、上方の情報はいろいろなルートで諸大名たちにも直接もたらされていて、事実はすぐに明らかになるのであるから、そのような姑息な手段を弄する意味がなかったといえよう。」と白峰論文 B を批判した点について検討したい。

白峰論文 B では、「7 月 29 日の時点では、すでに家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを

知っていたと考えられるので、7月29日付で黒田長政、田中吉政に対して出した書状において、大坂奉行衆の別心のことを（家康のところへ）申して来た、と記しているのは、大坂奉行衆の別心を家康がすでに知っていたにもかかわらず、それまでそれを隠して7月29日に初めて知ったかのように虚偽の記載をしたと見なすことができる。家康がどうしてこのようなことをしたのか、という理由は、三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を公儀から排除したことがわかると、東下した諸大名の中には家康から離反する者が出てくる可能性があったので、家康が三奉行と対立したことは隠して、あくまで家康と敵対したのは石田三成・大谷吉継であるとして（＝三奉行との対立ではなく、石田三成・大谷吉継とだけの対立であると問題を矮小化させて）、東下した諸大名から先手の衆をまず西上させて、家康は先手の衆が西上したのを見届けてから、三奉行が家康と対立する状況になったことを明らかにした、と考えられる。」と指摘した。

白峰論文Bでこうした指摘をした意図は、本多論文が批判するような「自説に合わせた誤った推測」などでは決してなくて、一次史料であるからといって、その記載内容をすべて信じ込むのは危険であり、一次史料であっても内容的に史料批判は必要である、という意味で指摘したものである。その事例として、以下の2つの史料を検討したい。

〔史料11〕「(慶長5年) 8月25日付蒲生秀行宛徳川家康書状」⁽⁸⁴⁾

急度申候、上口出馬之儀者、先々令延引候、爰許ニ在之事情、自然景勝其口へ可罷出候、於其儀者早々可有注進候、即乗付可討果候、為其申候、恐々謹言

八月廿五日

家康（花押）

宇都宮侍従殿

この書状は家康が蒲生秀行（下野国宇都宮城主）に対して出したものであり、同日付で家康が大田原晴清（下野国大田原城主）に対して出した書状写⁽⁸⁵⁾もほぼ同文である。内容としては、「上口出馬」（＝上方への出陣）は延期することにして「爰許」（＝江戸）にいるので、もし上杉景勝が「其口」（＝上杉景勝領と国境を接する下野国）へ出陣してきた場合は、早々に（家康のところへ）注進するように指示し、（その時は）家康が駆け付けて上杉景勝を討ち果たすつもりである、と記されている。

〔史料12〕「(慶長5年) 8月25日付福島正則宛徳川家康書状写」⁽⁸⁶⁾

急度申入候、仍去廿二日、萩原・魚騰被相越之由候、殊ニ翌日岐阜可被相働之由、井伊兵部少輔・本多中務少輔申越候、尤存候、其許何様ニも各御相談無越度様ニ御行肝要ニ候、出馬之儀聊無油断候間可御心易候、猶追々御吉左右待入候、恐々謹言

八月廿五日

家康 御判

清須侍従殿

この書状は家康が福島正則(尾張国清須城主)に対して出したものである。内容としては、8月22日の木曾川渡河作戦、同月23日の岐阜城攻城戦について、井伊直政と本多忠勝から報告を受けたことを記したうえで、(上方への)家康の出馬については少しも油断していないので安心するように、と記されている。

上記の8月25日付蒲生秀行宛徳川家康書状と8月25日付福島正則宛徳川家康書状写は、同日付あるが、内容的には正反対のことが記されている。つまり、蒲生秀行宛徳川家康書状では上方への家康の出陣は延期した、と記されているのに対して、福島正則宛徳川家康書状写では上方への家康の出馬については少しも油断していない、と記されている。蒲生秀行は宇都宮城に在城して上杉景勝の南下(軍事侵攻)を警戒していたのに対して、福島正則は家康の出馬を要請していた、という状況の違いに合わせて、家康は正反対のことを書状に記したと思われるが、9月1日に家康は江戸城を出馬して西上の途についたので、結果的には8月25日付蒲生秀行宛徳川家康書状の内容は虚偽であったことは明らかである。

このように、一次史料であっても家康書状に関して虚偽記載をしたケースは存在するので、一次史料(家康書状)であるからすべて真実を記しているとは限らないのである。

上述したように、「内府ちかひの条々」は大坂の三奉行が家康を政治的に弾劾して公儀から排除するために出したものであるから、家康が「内府ちかひの条々」が出されたことを知った時期(大坂の三奉行が家康に敵対したと知った時期)と、公儀から排除されて政治的ダメージを受けた家康が諸般の対策を講じていつ公表するのか考えたうえで公表する時期にズレ(タイムラグ)が生じるのは当然である。家康が公表した時期(7月29日)のみに着目して、その直前(7月28日の遅く)に家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを知った、と考えるのはいささか単純すぎるのではないだろうか。

本多論文における「白峰氏は、29日より前の家康関係の書状などでそのことに触れられていないことを、家康が東下した諸大名の離反を防ぐためその情報を隠し、虚偽の記載をしたものといわれているが、(中略)そもそも、上方の情報はいろいろなルートで諸大名たちにも直接もたらされていて、事実はすぐに明らかになるのであるから、そのような姑息な手段を弄する意味がなかったといえよう。」という批判については、仮にこの本多論文の見解(「上方の情報はいろいろなルートで諸大名たちにも直接もたらされていて、事実はすぐに明らかになる」〔下線引用者〕という本多論文の見解)が成立するのであれば、家康はもっと早く(=7月28日より早く)諸大名のルートから「内府ちかひの条々」が出されたことを知ることができたはずである。つまり、この本多論文の見解が成立した場合、毛利輝元の加担・三奉行の参画の情報が家康のもとに確実に伝わったのは7月28日とする本多論文の記載内容と根本的に矛盾することになるとと思われる。

10. その他の批判点について

前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論—一定説を覆す史上最大の戦いの真実—』⁽⁸⁷⁾の第1章の「東軍・

西軍という区分への疑問」という項で「権力闘争の本質を見極めるためには、石田三成・毛利輝元連合軍VS徳川家康主導軍、という区分の方が至当」であり、「東軍・西軍というのは、その内実を見ると本来意志統一された軍集団ではないため、従来の区分は不適切であり、東軍・西軍という呼称は今後使用すべきではない」と指摘していることに対して、本多論文では、両軍の軍事力の構成をみると、三奉行や毛利輝元・宇喜多秀家らの檄文に応じて上洛してきたのは、一部に北陸方面の人数を含むとはいえ（『真田家文書』上巻、56号）、石田三成自身が「九州・四国・中国・南海・山陰道之人数」といっているように（同、51号）、圧倒的に西国の大名たちであり、これに対して、家康主導軍に与したものは、黒田長政・加藤清正・加藤嘉明・藤堂高虎・細川忠興らを含むとはいえ、主として奥羽・関東・東海・北陸など、上杉景勝・佐竹義宣らを除く東国の諸大名であり、決戦の場では家康主導軍が東方に、石田三成主導軍が西方に布陣したなどの理由から、前掲・拙著での石田三成・毛利輝元連合軍と徳川家康主導軍という主張を含意しながらも、便宜のかつ簡潔に徳川家康主導軍を東軍といい、石田三成主導軍を西軍と呼ぶことは必ずしも不当とはいえないであろう、と指摘している（上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における⑧）。

この本多論文における指摘は、必ずしも批判というものではないかも知れないが、関ヶ原の戦いについてこれまで当然のように使用されてきた東軍・西軍の呼称の是非について考えることはそれなりの意義があると思われる。東軍・西軍の呼称の是非を考えるうえで、最も重要なのは関ヶ原の戦いの時点において東軍・西軍という呼称が使用されていたかどうか、という点であるが、この点については、関ヶ原の戦いがおこなわれた慶長5年当時の一次史料において東軍・西軍という呼称を記載したものは皆無である。

それでは、東軍・西軍という呼称は、いつの時代からどのような性格の史料に使用されたのであろうか。この点については、すでに拙稿「関ヶ原の戦いのとらえ方について」⁽⁸⁸⁾において以下の点を指摘した。

東軍と西軍という呼称についてであるが、東軍・西軍という呼称が軍記物で使用される初見は管見では、『石田軍記』⁽⁸⁹⁾（元禄11年〔1698〕成立）であり、関ヶ原の戦いの約100年後である。それまでの軍記物では、単に敵・味方という呼称が使用されている。よって、東西の対立（東軍VS西軍）という概念は、関ヶ原の戦い当時のものではなく、関ヶ原の戦いがおこなわれた1600年から見て約100年後につくられたものと言える。関ヶ原の戦いから約100年経過して、この戦いの記憶が薄れてきた時代に、この戦いの本質とはかけ離れた東軍・西軍という呼称が登場した、と見なすことができる。

こうした点を勘案して、筆者は前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論－定説を覆す史上最大の戦いの真実－』⁽⁹⁰⁾など関ヶ原の戦い関係の論考では、従来一般によく使用されてきた東軍・西軍という呼称は使用していない。その理由は、①従来使用されてきた東軍・西軍という概念が極めてあいまいである、②東軍・西軍という呼称は関ヶ原の戦い当時は使用されていなかった、③関ヶ原の戦いは実際には東国と西国の戦いという構図ではなかった、などの点によるものであり、東軍・西軍と

いう呼称を安易に使用することが、かえって関ヶ原の戦いの本質を理解する妨げになるのではないかと危惧を感じているからである。

このように、東軍・西軍という呼称は、関ヶ原の戦いがおこなわれた1600年から見て約100年後に軍記物で使用され始めたのがルーツであり、一次史料に基づいて関ヶ原の戦いの本質的問題を考察する際に、その理解を阻害する要因になると思われるので東軍・西軍という呼称を使用すべきではない、と考えられる。

次に、白峰論文Bにおいて、8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状写⁽⁹¹⁾により、山内一豊は8月13日に掛川にいたと指摘している点について、本多論文では、a. この書状では西上していった山内一豊に（大久保忠常が）上方の様子を聞きたいとだけいっているだけで、8月13日に山内一豊が掛川にいたことを示すものではない、b. そもそも8月13日に江戸から出す書状であるから、一豊の手に届く頃には山内一豊は清須城にいることを見越して上方の様子を尋ねている、c. この書状を収めた「御家伝并御武功記」によれば、山内一豊は（居城の掛川城に）帰城したもの（掛川）城を（家康から遣わされた番手の）松平康重に明け渡したため、（家臣の）乾加兵衛宅に一両日滞在して軍の用意をしたとだけいっている、やはり8月10日頃には（山内一豊は掛川を）出立したとみるべきである、と批判している（上記「1. 本多隆成氏からの批判点について」における⑨）。この点について検討するため、以下に、8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状写を引用する。

〔史料13〕「(慶長5年)8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状写」⁽⁹²⁾

一書令啓上候、其許御著被成、上方之様子如何被聞召届候哉、承度存候、然者此方相替儀無御座、内府為可被致上洛之、先江戸迄歸城被申候、中納言殿此邊為置目未宇都宮ニ在治(城カ)^(ママ)被申候、乍去爰元仕置等丈夫被申付候間、追付江戸江可被罷歸候、様子ハ可御心安候、扱て先度御上りの御者彼是取紛候故、しみ〜と不得御意于今御殘多奉存候、委細期拜面之時候條、不能詳候、恐恐謹言

八月十三日

大久保新十郎

山内對馬守殿

この書状の内容は、①山内一豊が「其許」に着いて、上方の状況をどのように聞き届けたのか承りたい、②「此方」では変わったことはなく、家康は上洛するためにまず江戸に帰城した、③秀忠は「此邊」の置目のためにいまだ宇都宮にいるが、「爰元」の仕置等をしっかりと申し付けたので、やがて江戸へ帰る予定である、④このあいだ山内一豊が西上した時には、（大久保忠常が）あれこれと取り紛れていた、落ち着いて山内一豊の御意を得ることができず、今も心残りである、などと記されている。

8月13日の時点では、家康は西上するために江戸城に帰っていたことや、秀忠は宇都宮にいたが、やがて江戸へ帰る予定であったことがわかる（実際には秀忠は、8月24日に宇都宮から出陣してい

る）。8月13日の時点では、山内一豊が西上の途についており、「其許」に着いた山内一豊から上方の状況を聞きたいと述べている。この書状では「爰元」と記されていることから、大久保忠常は秀忠と共に宇都宮にいたことがわかり、宇都宮からこの書状を出したことになる。

ポイントとしては、山内一豊が着いた「其許」とはどこなのか、ということになるが、山内一豊は西上の途中で居城である掛川城に一旦は立ち寄るので、「其許」とは掛川と考えるべきであろう。つまり、8月13日の時点で山内一豊はすでに掛川に到着していると予測し、出陣の準備などで、その後、数日は山内一豊は掛川にとどまると想定して、大久保忠常は宇都宮からこの書状を出したのであろう。宇都宮（下野国、現栃木県宇都宮市）－掛川（遠江国、現静岡県掛川市）の間であればあしかけ3日以内で書状が届くと考えられるので（上述した大田原〔下野国〕－赤坂〔美濃国〕間ではあしかけ4日で届いたので、その区間距離よりも短い区間距離である宇都宮－掛川間ではあしかけ3日以内で書状が届くと考えられる）、8月16日以前にはこの書状は掛川にいた山内一豊のもとへ届いたことになる。掛川は山内一豊の居城があるので、上方の状況についての情報が届いていたことを大久保忠常は期待したのであろう。このように考えると、白峰論文Bで山内一豊は8月13日に掛川にいたと指摘している点は訂正する必要はなからう。

なお、他の諸将の細川忠興・黒田長政・藤堂高虎は8月16日の時点で福島正則とともに清須城に在城していた、と拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その2）」⁽⁹³⁾では指摘したが、細川忠興・黒田長政・藤堂高虎はいずれも東海道上には領国（居城）がないので、西上の途中で居城に立ち寄る必要がないため、山内一豊などの東海道上に領国（居城）がある諸将よりは早く清須城に到着したと考えられる。山内一豊は8月22日の木曾川渡河作戦と翌日の岐阜城攻城戦に参戦しているので⁽⁹⁴⁾、8月22日の時点で尾張国内に着陣していたことは明らかである。

本多論文では、「この書状では西上していった一豊に上方の様子を聞きたいといっているだけで、13日に一豊が掛川にいたことを示すものではない。」と指摘し、「そもそも13日に江戸から出す書状であるから、一豊の手元に届く頃には一豊は清須城にいることを見越して上方の様子を尋ねているのである。」と指摘しているが、上述のように、この書状は13日に江戸ではなく宇都宮から出していると考定すべきである。そして、本多論文では山内一豊が「清須城にいることを見越して」この書状を出したと想定しているが、この想定（8月13日に江戸から出した書状が届く頃に山内一豊が清須城にいるという想定）は上記の理由から日程的に早すぎると思われる。さらに、本多論文では、「この書状を収めた「御家伝并御武功記」によれば、一豊は帰城したものの城を松平康重に明け渡したため、乾加兵衛宅に一両日滞在して軍の用意をしたといっているので、やはり10日頃には出立したとみるべきであろう。」と指摘しているが、「御家伝并御武功記」には「一豊公懸川へ御歸著、城ハ御普代衆へ渡され御門も打有ル故に乾加兵衛宅に一両日御滞留、軍御用意あり、此節大久保新十郎忠常（相模守忠隣御嫡子、後加賀守二改なり）より之御状」⁽⁹⁵⁾と記されていて、何日を起点として「一両日」なのかは記されていないので、山内一豊が8月10日頃に出立したとは断定できない。そして、「御家伝并御武功記」に「乾加兵衛宅に一両日御滞留、軍御用意あり、此節大久保新

十郎忠常(相模守忠隣御嫡子、後加賀守ニ改なり)より之御状」(下線引用者)とはっきりと記されているので、山内一豊が掛川において「一兩日御滞留」して「軍御用意」をしている時に、この大久保忠常書状が届いたと理解すべきである。

おわりに

小山評定が歴史的事実であることを証明するためには、一次史料によって立証する必要があるのは当然である。しかし、これまでの通説の見解では、一次史料による立証作業を経ることなく、『徳川実紀』(天保14年〔1843〕成立)などの江戸時代後期の編纂史料や、『関原軍記大成』(正徳3年成立)などのような江戸時代中期の軍記物の記載内容をそのまま敷きにして敷衍されてきたにすぎない。

本多論文では、「豊臣系諸将のいっせいの西上や、東海道諸城のいっせいの在番制などという重要な方策は、主従関係がない当時の家康の立場からすれば、豊臣系諸将らの同意と納得がない限り不可能であったというべきではなからうか。そのためには、諸将を集めた何らかの談合・評定が必要だったはずで、それが小山評定であったとみてよいのではないかというのが筆者の考えであり(後略)」(下線引用者)と述べているが、「何らかの談合・評定が必要だったはず」という本多論文の指摘は単なる予想であって、だからといって小山評定があったということを証明したことにはならないのである。要するに、歴史学的見解としては、小山評定は歴史的事実であったのか、或いは、歴史的事実ではなかったのか、の二者択一でしかないのである。よって、小山評定の存否というような重要な問題の検討に関して、一次史料によって論証をおこなわずに、小山評定はあったと見るほうが自然なようである⁽⁹⁶⁾、とか、小山評定はあったはずである、という考え方は単に推測を敷衍した考え(憶測)に過ぎず歴史学的見解としては不適切であるといえよう。つまり、歴史的事実であれば一次史料でその存在(実在性)を証明(論証)すればよいのであり、一次史料で証明(論証)できなければ歴史的事実ではないと見なすべきである。

また、本多論文では、「山内一豊が城を明け渡すといったことは、後世の編纂物だけではなく、『石川正西聞見集』などにもみえるので、それなりの信憑性があったというべきであろう。」と述べているが、『石川正西聞見集』は江戸時代の万治3年(1660)の成立であるから「後世の編纂物」である。つまり、「山内一豊が城を明け渡すといったこと」は後世の編纂物でしか確認できず、慶長5年7月当時の一次史料(家康書状や諸将が出した書状)には全く記載がないのである。よって、山内一豊の発言も歴史的事実と見なすことはできない。

家康が小山にいたこと、或いは、部将が小山に来たということと、小山評定があったということとは全く別の問題であって、○月○日に小山で、どういった部将が、どのような内容の軍議をおこなったのか、ということを確認に記した一次史料が出てこない限り、これまでの通説で扱われてきた小山評定が歴史的事実であると断定することは避けるべきである。その意味では、本多論文によって小山評定の存在が論証されたことにはならないのは明白であろう。つまり、小山評定に関して最

大のネックは、その日付及び内容（存在）を一次史料によって全く立証できない点にある。

これまでの通説では、まともな検証作業もせずに、小山評定があったことを前提に考えられてきたが、小山評定があったことを所与の前提として考えるのではなく、一次史料によって明確に立証できない限り、これまでの通説で扱われてきた小山評定が歴史的事実ではないことを前提に関ヶ原の戦いに至る政治的・軍事的経過を考察することが至当な見方であろう。よって、小山評定の実在性を明確に立証する一次史料（新出史料）が発見されていない現段階では、いわゆる小山評定は江戸時代の軍記物が作り出した想像の産物であり、架空の話（＝フィクション）であって、歴史的事実ではないと断ぜざるを得ないのである。

[註]

- (1) 拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」（『別府大学大学院紀要』14号、別府大学大学院文学研究科、2012年）。
- (2) 本多隆成「小山評定の再検討」（『織豊期研究』14号、織豊期研究会、2012年）。
- (3) 本多隆成『定本徳川家康』（吉川弘文館、2010年）。
- (4) 高橋明「小山の「評定」の真実」（『福島史学研究』91号、福島県史学会、2013年）。
- (5) 拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その1）」（『別府大学紀要』53号、別府大学、2012年）。
- (6) 「（慶長5年）7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」（『岐阜県史』史料編古代・中世1、岐阜県、1969年、851～852頁）。前掲『岐阜県史』史料編古代・中世1（852頁）では、この書状の年次比定について「（慶長5年カ）」としているが、内容的に見て慶長5年に年次比定してよいと考えられる。
- (7) 前掲註（6）に同じ。
- (8) 拙著『新「関ヶ原合戦」論－定説を覆す史上最大の戦いの真実－』（新人物往来社、2011年）。
- (9) 生駒陸彦・松浦武編『生駒家戦国史料集－尾張時代の織田信長・信雄父子を支えた一家－』（松浦武発行〔自家版〕、(株)秀文社印刷、1993年、41～62頁〔影印、翻刻、解説〕）収載の生駒家所蔵「故因州殿岐阜并関原おみて御手柄書露月殿御自筆」。生駒陸彦・松浦武編『生駒家戦国史料集－尾張時代の織田信長・信雄父子を支えた一家－』という書名については、以下、編者名と副題を省略して『生駒家戦国史料集』と略称する。なお、この書状の写真は、図録『決戦関ヶ原－武将たちの闘い－』（開館10周年記念特別展）（徳島市立徳島城博物館、2002年、45頁）において、生駒陸彦氏蔵「故因州殿岐阜并関原おみて御手柄書」として収載され、その解説が同図録74頁に記載されている（解説の執筆は根津寿夫氏）。
- (10) 生駒家所蔵「慶長2年10月13日付生駒利豊宛豊臣秀吉朱印状（知行方目録）」、生駒家所蔵「（慶長2年）10月13日付生駒家長宛豊臣秀吉朱印状（知行方目録）」（前掲『生駒家戦国史料集』、36頁）。
- (11) 名古屋市鶴舞中央図書館所蔵『生駒宗直物語 全』（前掲『生駒家戦国史料集』、14頁）。

- (12) 『新訂寛政重修諸家譜』第16(続群書類従完成会、1965年、84～85、90頁、坪内家定、坪内定次の項)。
- (13) 前掲註(9)に同じ。
- (14) 前掲註(9)に同じ。
- (15) 「(慶長5年)7月26日付中川秀成宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」(神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』、臨川書店、1987年、89号文書)。
- (16) 後掲註(30)参照。
- (17) 「(慶長5年)8月朔日付田中吉政宛徳川家康書状」(『愛知県史』資料編13、織豊3、愛知県史編さん委員会編集、愛知県発行、2011年、917号文書)。
- (18) 「(慶長5年)8月8日付田中吉次宛堀尾吉晴書状写」(前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、934号文書)。
- (19) 「(慶長5年)8月5日付福島正則・徳永寿昌宛徳川家康書状」(中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1958年、558～559頁。前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、926号文書)。
- (20) 前掲註(19)に同じ。
- (21) 「(慶長5年)9月19日付大関資増宛浅野長政書状写」(新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、那須文化研究会、2004年、89～90頁における史料翻刻【2】)。この書状の内容については表1参照。
- (22) 前掲註(6)に同じ。
- (23) 前掲註(6)に同じ。
- (24) 『新訂寛政重修諸家譜』第10(続群書類従完成会、1965年、181頁)。
- (26) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第10(175頁)。
- (26) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第10(176頁)の稲葉秀方の記載箇所には生年についての記載はない。
- (27) 松田毅一監訳『16・7世紀イエズス会日本報告集』第I期第3巻(同朋舎出版、1988年)には、上杉討伐について「関東の戦場に赴く」(同書、239頁)、「関東の戦さ」(同書、244、245頁)、「関東の国へ出征」(同書、250頁)と記載されている。このように、当時、上杉討伐が関東における戦いと認識されていたことは注目される。よって、7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状における「関東陣沙汰」が上杉討伐を指すと考えてもなんら矛盾しないと考えられる。
- (28) 「(慶長5年)7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」(前掲『徳川家康文書の研究』中巻、522頁)。
- (29) 高橋明「奥羽越の関ヶ原支戦」(『直江兼統と関ヶ原－慶長5年の真相をさぐる－』、財団法人福島県文化振興事業団、2011年、9頁)。
- (30) 「(慶長5年)7月19日付福島正則宛徳川家康書状写」(『福島家系譜』所収、『広島県史』近世資料編Ⅱ、広島県、1976年、13頁)。「『広島県史』近世資料編Ⅱの解題(38頁)によれば、「福島家系譜」は、東京・南郷次郎氏旧蔵の影写本であり、編者は「福島正敷か」と推定しており、成立年代は天保2年(1831)以降と思われる、としている。
- (31) 新井敦史「関ヶ原合戦における那須衆の動向」(図録『関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』〈黒羽町芭蕉の館第10回特別企画展〉、黒羽町教育委員会、2000年、46～51頁)。新井敦史「慶長5・6年

- の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」（図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』、黒羽町教育委員会、2004年、52～57頁）。新井敦史「もう一つの関ヶ原－関ヶ原合戦と那須衆」（橋本澄朗・千田孝明編『知られざる下野の中世』、随想舎、2005年、207～230頁）。新井敦史「関ヶ原合戦と大関氏」（新井敦史『下野国黒羽藩主大関氏と史料保存－「大関家文書」の世界を覗く』、随想舎、2007年、43～59頁）。新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」（『那須文化研究』13号、那須文化研究会、1999年）。前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」。渡壁正「関ヶ原役における那須衆の動向と論功行賞について－『譜牒餘録』角田与五右衛門の「覚」を中心として－」（『軍事史学』通巻93号〔24巻1号〕、錦正社、1988年）。荒川善夫「岩瀬文庫所蔵「古文状」所収下野中・近世文書について」（『地方史研究』225号、地方史研究協議会、1990年）。
- (32) 前掲・新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」。
- (33) 前掲・渡壁正「関ヶ原役における那須衆の動向と論功行賞について－『譜牒餘録』角田与五右衛門の「覚」を中心として－」。
- (34) 前掲・図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』。前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」。前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」。前掲・荒川善夫「岩瀬文庫所蔵「古文状」所収下野中・近世文書について」。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻。
- (35) 「5月3日付伊王野資信宛徳川家康書状写」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、482頁。前掲・図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』、48頁。前掲『地方史研究』225号、30頁）。
- (36) 前掲・新井敦史「関ヶ原合戦における那須衆の動向」。前掲・新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」。前掲・新井敦史「もう一つの関ヶ原－関ヶ原合戦と那須衆」。前掲・新井敦史「関ヶ原合戦と大関氏」。前掲・荒川善夫「岩瀬文庫所蔵「古文状」所収下野中・近世文書について」。前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻。
- (37) 前掲・新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」。前掲・新井敦史「関ヶ原合戦と大関氏」。前掲・新井敦史「もう一つの関ヶ原－関ヶ原合戦と那須衆」。
- (38) 「（慶長6年）5月11日付大嶋源六郎宛服部保英・大関資増・岡部長盛連署書状写」（前掲・図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』、48頁。前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、90頁における史料翻刻【5】）。
- (39) 「大関資増願文写」（前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、90頁における史料翻刻【4】）。新井氏は「日付けは不明であるが、慶長5年11月頃のものと考えられる」としている。
- (40) 「慶長5年6月25日付大関資増願文写」（前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、89頁における史料翻刻【1】）。
- (41) 「（慶長5年）7月29日付大関資増宛浅野幸長書状」（前掲・図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』、48頁。前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」、『那須文化研究』13号、

66頁における史料翻刻【1】)。

- (42) 前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」。
- (43) 荒川善夫「豊臣・徳川初期的那須資晴」(荒川善夫『戦国期東国の権力構造』、岩田書院、2002年、の4章)。
- (44) 前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」(92頁)。
- (45) 『日本国語大辞典(第二版)』6巻(小学館、2001年、475頁、「仕置」の項)。
- (46) 「(慶長5年)7月21日付松井康之・有吉立行・魚住市正宛細川忠興書状写」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、519～520頁)。
- (47) 『日本国語大辞典(第二版)』2巻(小学館、2001年、939頁、「仰出され」の項)。
- (48) 前掲・高橋明「小山の「評定」の真実」。
- (49) 例えば、毛利元就が息子3人(毛利隆元・吉川元春・小早川隆景)に宛てた有名な教訓状(『毛利家文書之二』〈大日本古文書〉、東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会発行、1970年復刻、405号文書)には、「三人心持之事、今度弥可然被申談候」(下線引用者)という一節がある。この場合の「被申談」の「被」は、父が3人の息子に“尊敬”の意味の「被」を使ったとは考えられないので、“受身”の意味(=3人の息子が互いに相談する)の「被」と考えるべきである。このように、「被申談」という文言における「被」は“尊敬”ではなく“受身”の意味ととらえるべきである。
- (50) 前掲「(慶長5年)7月21日付松井康之・有吉立行・魚住市正宛細川忠興書状写」。
- (51) 前掲註(49)参照。
- (52) この点に関しては、高橋明氏も「談合は必ずしも一堂に会するを意味しない」(前掲・高橋明「小山の「評定」の真実」、36頁)としており、同様の指摘をしている。
- (53) 前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」(66頁)。前掲・図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏-近世大名への転身-』(48頁)。
- (54) 前掲・新井敦史「もう一つの関ヶ原-関ヶ原合戦と那須衆」(215頁)。
- (55) 小和田哲男『関ヶ原から大坂の陣へ』(新人物往来社、1999年、97～99頁)。笠谷和比古『関ヶ原合戦-家康の戦略と幕藩体制-』(講談社、1994年、73～81頁)。笠谷和比古『関ヶ原合戦と大坂の陣』(吉川弘文館、2007年、44～50頁)。本多隆成『定本徳川家康』(吉川弘文館、2010年、186頁)。旧参謀本部編纂『関ヶ原の役-日本の戦史』(徳間書店、2009年、123頁)。
- (56) 「(慶長5年)7月24日付那須資晴宛喜連川頼氏書状」(『那須文書』〈栃木県立博物館人文部門収蔵資料目録第2集(歴史1)〉、栃木県立博物館、1988年、40頁、51号文書)。なお、「(慶長5年)7月24日付那須資晴宛喜連川頼氏書状写」は、『栃木県史』史料編・中世2(栃木県、1975年、140頁、83号文書)に収載されている。
- (57) 前掲・渡壁正「関ヶ原役における那須衆の動向と論功行賞について-『譜牒餘録』角田与五右衛門の「覚」を中心として-」(58頁)。
- (58) 前掲・荒川善夫『戦国期東国の権力構造』(181頁)。
- (59) 「(慶長5年)7月25日付松井興長宛細川忠隆書状」(『松井文庫所蔵古文書調査報告書』1、八代市立博

- 物館未来の森ミュージアム、1996年、212号文書。図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』、八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年、125頁）。
- (60) 前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（124～125頁の解説。解説の執筆は林千寿氏）。
- (61) 『日本国語大辞典（第二版）』7巻（小学館、2001年、549頁、「陣替」の項）。
- (62) 「〔慶長5年〕7月26日付堀秀治宛徳川家康書状写」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、531～532頁）。
- (63) 「〔慶長5年〕7月26日付京極高次宛徳川家康書状写」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、532～533頁）。
- (64) 「〔慶長5年〕7月26日付小出吉政宛徳川家康書状」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、534頁）。
- (65) 「〔慶長2年〕9月16日付宇喜多秀家外14名連署言上状案」（『大日本古文書』〈島津家文書之二〉、東京大学史料編纂所編纂、東京大学発行、1953年、988号文書）。
- (66) 「〔慶長5年〕8月12日付伊達政宗宛徳川家康書状」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、568～569頁）。
- (67) 前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論－定説を覆す史上最大の戦いの真実－』。
- (68) 前掲・高橋明「奥羽越の関ヶ原支戦」。
- (69) 前掲「〔慶長5年〕7月23日付最上義光宛徳川家康書状写」。
- (70) 「〔慶長5年〕7月23日付山崎家盛・宮木豊盛宛徳川家康書状写」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、523頁）。
- (71) 前掲・高橋明「奥羽越の関ヶ原支戦」。
- (72) 前掲註（30）参照。
- (73) 「〔慶長5年8月〕5日付松井興長宛細川忠隆書状」（『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2、八代市立博物館未来の森ミュージアム、1997年、280号文書。前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』、172～173頁）。
- (74) 前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（91頁）。
- (75) 「〔慶長5年8月〕6日付松井興長宛細川忠隆書状」（前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』1、213号文書。前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』、173頁）。前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』1（213号文書）の積文では、この書状の日付を「廿日」としているが、前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（173頁）の積文では、この書状の日付を「六日」としている。本稿では、前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（173頁）の積文の日付に従う。
- (76) 前掲・図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』（91頁）。
- (77) 拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その3）」（『史学論叢』42号、別府大学史学研究会、2012年）の表1参照。
- (78) 「内府ちかひの條々（慶長5年7月17日付）」（『筑紫古文書』、『大阪編年史』3巻、大阪市立中央図書館、1967年、96～97頁）。「内府ちかひの条々（慶長5年7月17日付）」（前掲『松井文庫所蔵古文書調査報告書』

- 2、419号文書)。「内府ちかひの条々(慶長5年7月17日付)」(大阪歴史博物館所蔵、図録『石田三成-秀吉を支えた知の参謀-』(没後400年特別展覧会)、市立長浜城歴史博物館、1999年、55、86~87頁。前掲・図録『決戦関ヶ原-武将たちの闘い-』、6~7、64頁)。
- (79) 「慶長年中卜斎記」(近藤瓶城編『改定史籍集覧』第廿六冊、臨川書店、1902年改定版〔近藤活版所〕発行、1984年復刻、51頁)。
- (80) 大澤泉「史料紹介 枋山齊氏所蔵『内府公軍記』」(『大阪城天守閣紀要』37号、大阪城天守閣、2009年、41頁)。前掲・大澤泉「史料紹介 枋山齊氏所蔵『内府公軍記』」には、大澤泉氏による「【解題】枋山齊氏所蔵『内府公軍記』について」、「【補論】『内府公軍記』諸本の比較と編纂過程」の論考と、枋山齊氏所蔵『内府公軍記』の史料全文の活字翻刻が収載されている。
- (81) 前掲・大澤泉「史料紹介 枋山齊氏所蔵『内府公軍記』」。
- (82) 光成準治『関ヶ原前夜-西軍大名たちの戦い』(日本放送出版協会、2009年、79頁)。
- (83) 「(慶長5年)7月21日付松井康之・有吉立行・魚住市正宛細川忠興書状写」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、519~520頁)。
- (84) 「(慶長5年)8月25日付蒲生秀行宛徳川家康書状」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、619頁)。
- (85) 「(慶長5年)8月25日付大田原晴清宛徳川家康書状写」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、619~620頁)。
- (86) 「(慶長5年)8月25日付福島正則宛徳川家康書状写」(前掲『広島県史』近世資料編Ⅱ、15頁)。
- (87) 前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論-定説を覆す史上最大の戦いの真実-』。
- (88) 拙稿「関ヶ原の戦いのとらえ方について」(『史学論叢』43号、別府大学史学研究会、2013年)。
- (89) 『石田軍記』(国史叢書)(国史研究会発行、1914年)。
- (90) 前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論-定説を覆す史上最大の戦いの真実-』。
- (91) 「(慶長5年)8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状写」(『山内家史料第一代一豊公紀』、山内神社宝物資料館、1980年、335~336頁)。
- (92) 前掲「(慶長5年)8月13日付山内一豊宛大久保忠常書状写」。
- (93) 拙稿「慶長5年6月~同年9月における徳川家康の軍事行動について(その2)」(『別府大学大学院紀要』14号、別府大学大学院文学研究科、2012年)。
- (94) 前掲・拙稿「慶長5年6月~同年9月における徳川家康の軍事行動について(その3)」の表7参照。
- (95) 前掲『山内家史料第一代一豊公紀』(335頁)。
- (96) 「先に提示した『関原軍記大成』に記されるドラマチックな逸話があったか否かは別として、小山評定はあったと見るほうが自然なようである」(渡邊大門『黒田官兵衛・長政の野望-もう一つの関ヶ原』、角川学芸出版、2013年、118頁)。「ドラマチックなエピソードの当否は別として、小山評定はあったと見るほうが自然なようである」(渡邊大門『黒田官兵衛-作られた軍師像』、講談社、2013年、191頁)。このように、小山評定が歴史的事実であると渡邊氏が考えるのであれば、「小山評定はあったと見るほうが自然なようである」という消極的評価にとどまるのではなく、一次史料により御自身がその存在を

論証すべきであろう。なお、前掲・渡邊大門『黒田官兵衛・長政の野望—もう一つの関ヶ原』（118頁）では「本多氏の論文では、一次史料を丹念に探りつつ小山評定があったことを論証している」としているが、本多論文を読む限り、本多論文では一次史料により小山評定の存在を論証していると考えerことはできない。

【補論】

高橋明氏の論文「小山の「評定」の真実」（『福島史学研究』91号、福島県史学会）が2013年3月に発表された（以下、高橋論文と略称する）。高橋論文では、小山評定に関するこれまでの諸見解に対していろいろと有益な指摘がされているが、すべて紹介することは紙幅の関係で出来ないので、以下、重要な要点に絞って関説し、白峰論文Aに対する批判箇所については反論をおこなうこととする。

〈①小山評定と小山談合について〉

高橋論文では、本多論文の見解について「本多氏が、「宇都宮まで行っていた秀忠や豊臣系諸将ら呼び返し、二十五日に小山で評定を行ったと考える方がよいのではなかろうかと」されるに、「評定」を「談合」と読み替えて従う。そして、「二十五日の評定でまず上方の三成らを討つことに決し、それを受けて翌二十六日から、長政らの豊臣系諸将らは順次西上を開始したのである」とされるを、「評定」を「談合」と読み替え、「決し、それを受けて」を「とりまとまり、」と読み替えて従う。」としている。つまり、小山評定ではなく小山談合というように読み替えて本多論文の見解に従う、としているので、本多論文の見解の一部修正して従う、ということになる。高橋論文では、史料的根拠を明示したうえで「談合は必ずしも一堂に会するを意味しない」と指摘している（高橋論文の註（28））、小山談合は諸将が「一堂に会」したのではない、ということ想定しているようである。

高橋氏が、こうした想定をしている背景には、高橋論文において「家康の小山出馬の「主たる目的は、家康の命に従い、上杉攻撃のためすでに宇都宮等に進陣している、秀吉恩顧の福島正則等四〇余将を対上方戦に再編・組織することにあつた」と考える。そのために「申談」ずる姿勢をとったものであろう。すでに最上義光等諸将に上杉攻撃を禁ずる急使は出ている。談合の結果、予定どおり上杉攻撃を行うなどとするはなし得ない。「人々が集まり評議して決定する」評定がなされるはない。東海道諸城の在番等のことが談合をもって決せられた可能性は考えられよう。」と指摘している点がある。

つまり、高橋論文では、「慶長五年（一六〇〇）七月二十一日、家康は上方における大老毛利輝元・元奉行石田三成等の動きを熟知した上で江戸を出発した。」「家康は江戸出立の時点（引用者注：七月二十一日）ですすでに上杉攻撃の中止と対三成・輝元方戦を決断しているものと考えer。」として、家康は7月21日の江戸出馬の時点ですすでに諸将を西上させることを決断していたので、小山では（上

杉討伐を執行するのか、上杉討伐を中止して諸将を西上させるのか、という) 評定がなされるはずはなく、家康としては単に「申談」ずる姿勢(=談合)をとったにすぎない、というのが高橋氏の見解である。

高橋氏は「談合と評定は意味合いが異なる」(高橋論文の註(32))として、「評定」=「人々が集まり評議して決定すること」(新村出編『広辞苑』)、「談合」=「話しあうこと。相談すること。談義」(日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』)という違いを指摘している。このことは、「評定」には「決定すること」という意味が含まれるが、「談合」には「決定すること」という意味が含まれない点に注目して、「評定」と「談合」を使い分け、上述のように、小山評定ではなく小山談合というように読み替えて本多論文の見解に従う、としているのである。

しかし、『邦訳日葡辞書』^(補註1)には「評定」について「談合に同じ。相談。」(222頁)、「評り定むる。すなわち、談合。相談。」(235頁)と記されている。つまり、「評定」=「談合」=「相談」という意味になり、高橋氏が指摘するような「評定」(小山評定)と「談合」(小山談合)の意味の違いはないことになってしまう。ただし、『邦訳日葡辞書』では上述のように、「評定」について「評り定むる」とも記されているので、「評って定める」(下線筆者)という意味になり、やはり「評定」には「定める」という意味が含まれていることになり、この点は上述の高橋氏の見解を一定程度は裏付けることになる。しかし、上記の『邦訳日葡辞書』の語釈を見る限り、小山評定と小山談合の明確な意味の相違は判別できないので、その点では高橋氏の見解は今後再検討が必要であろう。

〈②『武徳編年集成』所収の福島正則宛徳川家康書状写の位置付けについて〉

高橋論文では、上述のように7月25日に小山談合がおこなわれた、としており、『武徳編年集成』所収の「七月廿四日付福島正則宛徳川家康書状写」を提示して、「福島正則も談合の一員となった。」と指摘している。しかし、『武徳編年集成』所収の「七月廿四日付福島正則宛徳川家康書状写」については、すでに白峰論文Aによって、『武徳編年集成』(元文5年成立)の著者である木村高敦によって日付と内容が改ざんされたことが明らかになっており(白峰論文Aでは「七月十九日付福島正則宛徳川家康書状写」が正しいものであると考定した)、この点について全く論及することなく、「七月廿四日付福島正則宛徳川家康書状写」をもとに「福島正則も談合の一員となった。」と高橋氏が指摘(断定)していることは再検討の必要があり、白峰論文Aにおける上記の見解を高橋氏がどのように位置付けているのかを明確にすべきであろう。

〈③7月18日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状の解釈について〉

高橋論文において白峰論文Aに対して批判している箇所は、「七月十八日付明行坊・経聞坊宛稲葉通孝書状」(本論における【史料3】)の理解に関する問題である。高橋論文では、「白峰氏は、七月十八日付け明行坊・経聞坊宛て稲葉通孝書状に「為御見舞尊書、致披見候、仍関東陣沙汰も相延候由にて、道より令帰宅候」とあるをもって、「稲葉通孝が7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているので、7月18日より前の段階で上杉討伐の中止が決まったと考えられる」とされるが、上杉攻めを「関東陣沙汰」とする表現は考えられず、関東に徳

川を攻めるをいうものとする。通孝は三成・輝元方に属して、この時期美濃国の郡上八幡城に在る。この論は成り立たないものと思われる。」と指摘して白峰論文Aを批判している。

この高橋論文による批判に対しては、以下のように反論をおこないたい。まず、大坂の三奉行が「内府ちかひの条々」を出したのが7月17日であり、その翌日にあたる7月18日の時点で、石田三成・毛利輝元連合軍が「関東に徳川を攻める」ことをすぐに計画していたとは到底考えられない。石田・毛利連合軍は伏見城包囲戦を7月19日に開始し、8月1日に攻め落としたので、7月18日の時点ではまだ伏見城包囲戦さえ開始されておらず、まして7月18日の時点で関東攻め（徳川攻め）が具体的軍事日程にあがっていたとは考えられないので、「関東陣沙汰」＝関東攻め（徳川攻め）とする高橋氏の考えには首肯できない。

家康方の軍勢と上杉方の軍勢の北関東における軍事的境界は、下野国と陸奥国の境界の伊王野口、蘆野口であり^(補註2)(本稿の図1参照)、上杉軍が南下して軍事侵攻した場合は、まず北関東が主戦場になることが想定されるので、上杉討伐を「関東陣沙汰」と表記することは十分考えられる。また、本論の註(27)で述べたように、『16・7世紀イエズス会日本報告集』には、上杉討伐について「関東の戦場に赴く」、「関東の戦さ」、「関東の国へ出征」と記載されているので、当時、上杉討伐は関東における戦いと認識されており、上杉討伐を「関東陣沙汰」と表記しても矛盾しないと考えられる。

高橋論文では、稲葉「通孝は三成・輝元方に属して、この時期美濃国の郡上八幡城に在る。」と指摘する史料的根拠として、「加納悦右衛門覚書」（『郡上八幡町史・史料編2』）、「遠藤記（写）」、「慶隆御一世聞書」、「秘聞郡上古日記」（『郡上八幡町史・史料編1』）の記載内容をもとに考定している。しかし、これらの記載は、稲葉貞通（郡上八幡城主）が織田秀信（岐阜城主）に味方して犬山城へ籠城したため、居城の郡上八幡城の留守将として稲葉通孝が在城して守った、という内容である。

犬山城籠城が開始されたのは、諸史料の検討から、8月8日～同月9日頃と考えられるので^(補註3)、高橋論文で指摘する「この時期」にはあたらない（つまり、前掲「加納悦右衛門覚書」などの該当記載箇所は8月のことを指しており、7月ではない）ことは明白である。よって、高橋論文で「この論は成り立たないものと思われる。」と指摘している点は否定されることになる。なお、本論において上述したように、稲葉通孝が上杉討伐に参陣しようとしたのは、7月17日に大坂の三奉行が「内府ちかひの条々」を出す前であったと考えられ、稲葉通孝が上杉討伐のために東下したのは、石田三成・毛利輝元連合軍と家康との対立が表面化する前であった。

[補註]

- (1) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、1980年）。
- (2) 渡壁正「関ヶ原役における那須衆の動向と論功行賞について－『譜牒餘録』角田与五右衛門の「覚」を

中心として-」(『軍事史学』通巻93号[24巻1号]、錦正社、1988年)。

- (3) 拙稿「慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について(その2)」(『別府大学大学院紀要』14号、別府大学大学院文学研究科、2012年)。

【付記①】本稿では行論上、本多隆成氏の所論に対して失礼な言辞があったかもしれないが、小山評定の存否に関する検討という重要な議論を発展させるための方途として言及せざるを得ない箇所があったためであり、その意味で本多氏には御寛恕いただきたく思う次第である。

【付記②】本稿の脱稿後、本多隆成氏の著書『徳川家康と関ヶ原の戦い』(吉川弘文館)が2013年12月に刊行された。この本におけるコラム「小山評定の新説批判」(89～90頁)では、前掲・拙稿「フィクションとしての小山評定-家康神話創出の一事例-」(本稿では白峰論文Aと略称した)の論点に対して批判をおこなっている。この批判の趣旨としては、本多氏の前掲論文「小山評定の再検討」(本稿では本多論文と略称した)の要約であるので、それに対する反論は本稿の本文を参照していただきたい。

図1

白河口の態勢（慶長5年8月～同年9月）



※渡壁正「関ヶ原役における那須衆の動向と論功行賞について-『譜牒餘録』角田与五右衛門の「覚」を中心として-」(『軍事史学』通巻93号 [24巻1号]、錦正社、1988年、47頁)より引用。

表1
関ヶ原合戦と大関氏などの関係文書

月日	発給者	宛所	内容	典拠
5月3日 ^(注1)	徳川家康	伊王野資信	この度、(伊王野資信が)会津表のことを(家康に)注進してきたことに対して、「其口」(=伊王野方面)を堅く守るように指示。まもなく(家康が)出馬して(上杉景勝を)討ち果たすつもりである。	地方史225号-30頁 図録-改-48頁 家康・中-482頁
6月22日 ^(注2)	徳川秀忠	大田原晴清	先日は(上杉景勝領との)境目のことについて、たびたび申し越したことは喜悅の至りである。「其元」(=下野国大田原城)でおのおのが相談して(上杉景勝領内への)「人留」のことについて堅く申し付けるように指示。委曲は石川八左衛門(=石川重次)が申し含める ^(注3) 。	地方史225号-29頁 図録-改-48頁
慶長5年6月25日	大関資増	-	大宮大明神への願文→この度、会津の上杉景勝の逆心により、御先手の榊原康政の家来である伊奈主水の内意の旨が神力をもって成就して、当城(=下野国黒羽城)の鬼門の鎮護の至り、大関資増の武運名譽の状を謹んで祈り宿し奉る ^(注4) 。	那須18号-89頁
7月29日	浅野幸長	大関資増	確かに飛脚をもって申し入れる。「上方之儀」について、各自(の諸将が)仕置を相談したので、会津表への「御働」(=軍事行動)は「御延引」になった。(このことは)「上辺之儀」を(家康が)確かに聞き届けたいので、(家康がこの)「様子」(=上杉討伐の延期)について命じる旨を述べた(ことによる)。「我等」(=浅野幸長)は、この間は宇都宮(現栃木県宇都宮市)にいたが(現在は)結城(現茨城県結城市)あたりまで来ている。「駿州」(=駿河国)より上の「御人数」(=軍勢)は、いずれも国々へ返した。なお、珍しいことがあるれば(浅野幸長から大関資増に対して)申し入れるつもりである。尚々、去る(7月)23日(付)の(大関資増から浅野幸長に出した)書状については謹んで承る。その時(浅野幸長は)小山(現栃木県小山市)へ行っていたので(大関資増への)返事を申し入れることができなかった。	図録-改-48頁 那須13号-66頁

7月晦日	久代景備 (注5)	大関資増	「其元」(＝下野国黒羽城)への御加勢として、岡部長盛が近日(そちらへ)行く。そのことについて心得をするように。方に至ることも、あとより確かに申し遣わす、とのことである。申すに及ばないが、(そちらでの)御仕置は肝要と思っている。よって、御証人のこともこれまた肝要に思う。とにかく近日、参陣して御意を得たい。もし、「此表」で御用等もあれば、仰せ下されるように。尚々、「其元」(＝黒羽城)のことについて、万事油断なく仰せ下されることを専一にすることに。	図録-改-48頁 那須13号-67頁
8月6日	大久保忠隣・ 本多正信	那須資景	御札を拝見し本望の至りである。仰せのごとく、先日は家康へ御見舞いをなされたところ、うまくいき、珍重に思う。さて「貴殿様」(＝那須資景)の「御内儀方」を御証人として江戸へ引越す旨、大儀である。(そのための)御宿・御扶持方以下については、江戸へ書状を差し添えたので、様子(＝状況)においては、安心するよう。委曲は御使者へ申し達した。	図録-改-49頁 地方史225号-24頁
8月25日	徳川家康	^(マ) 太 田原晴清	「上口出馬」(＝家康の上方への出馬)のことは、まづまず延引させて、「爰元」(＝江戸)にいる。もし、(上杉)景勝が「其口」(＝大田原城方面)へ出陣すれば、早々に注進するよう。その時は、(家康が)乗り付けて(上杉)景勝を討ち果たすつもりである。そのために申し遣わす。	図録-改-49頁 地方史225号-29頁 家康・中-620頁
9月5日	鈴木重信	大関資増	(大関資増からの)御飛札を伊達政宗に申し聞かせた。(伊達政宗は)忝い旨を述べた。白石表のことは早速申し付け、そのうえ、「手遣」(＝配下の軍勢を遣わすこと)をすする予定であったが、家康が江戸へ「御入馬」したので、まずは「境目丈夫」に申し付け、岩沼(＝現宮城県岩沼市)と号する地に(伊達政宗は)「在馬」した。(伊達政宗は)家康から指図があり次第に会津表へ乱入する予定であるので、「此表」のことは安心するよう。に。「其元境目」の御氣遣いを察し奉る。「上り」(上の方)のことは、日を追って珍しい知らせを聞けば(そちらへ)下す(つもりである)。	図録-改-49頁 那須13号-68頁
^(マ) 9月12日 (9月13日カ) (注6)	徳川家康	^(マ) 太 田原晴清	(大田原晴清からの)書状が到来して祝着である。よって、「其表」(＝大田原城)において相違ない(＝別条がない)ことを了承。いよいよ手置等を油断なく申し付けるように。「当表」のことは、今日(9月)13日に岐阜へ着陣した。早速、「凶徒」などを討ち果たして、良い知らせを申し遣わすつもりである。	図録-改-49頁 岐阜4-181頁 家康・中-692頁

<p>9月19日</p>	<p>浅野長政</p>	<p>大関資増</p>	<p>那須18号-89~90頁</p>
<p>去る(9月)14日の(大関資増からの)御状が昨(9月)18日、濃州赤坂に届いて拝見した。仰せのごとく、この度、おのおの(の諸将)が上方へ勤め、濃州表にて去月(=8月)22日に諸勢を二手に分けて川越え(=木曾川越え)をした。浅野幸長などは松倉の瀬を越えたところ、岐阜(城)より川端へ人数を出した。そこで一戦に及び(敵を)切り崩して、「岐阜町口」までのごとく追討をした。翌日(8月)23日、おのおの(の諸将)が岐阜の城へ取り掛かり、即時に攻め崩した。浅野幸長は、「推量シ山」(=瑞龍寺山)に「取出」を構えて石田三成の人数が籠り、柏原(=人名か?)が大將としていたところへ、乗り崩してことごとく討ち果たした。また、岐阜(城)の後巻(=後詰)として、石田三成・小西行長・島津義弘・宇喜多秀家が来たところ、「ろく」(=呂久)と「かうと」(=合渡)の渡りの間にて、これまた、おのおの(の諸将)が一戦に及び、一人も残らず追討をした。これにより、右の大將分の者共が大垣(城)へ逃げ籠るまで押しつめ、丈夫に(大垣城を)取り巻き(=包囲して)、家康が(西)上するのを待った。去る(9月)14日(家康が)赤坂表に着馬した御威光により、(9月)14日の夜、大垣(城)にいた大將分の者共は逃げて、(9月)15日、(家康は)早速、早天(=早朝)より人数を遣わして出馬した。関ヶ原表にてことごとく追討を命じた。それよりすぐに佐和山まで取り寄せ、当城(=佐和山城)も一昨(日)(9月)17日に済んだ(=落城した)。家康はすぐに大坂(城)へ御座された^(註7)。徳川秀忠は中山(道)まで(を)通って上洛するので、我等(=浅野長政)も御供にて(西)上した。(大関資増からの)御使者が見たように、昨日(=9月18日)赤坂へ(秀忠が)着いた。天下静謐は早速このようにもなるものだろうか。様子(=状況)においては安心するように。詳しく申し入れるべきであるが、(大関資増からの)御使者がよく見届けて(そちらへ)下るので、詳しくは(記さない)。「其元」(=下野国黒羽城)は境目であり、今少しの間なので、万端油断なく肝煎を専用にするように。尚々、大備(=大田原備前守晴清)・福雅(=福原雅楽頭資保)・成左(=成田左衛門尉泰親)・蘆弥(=蘆野弥左衛門尉政泰)・千大和(=千本大和守義貞)へは急いでの通知なので「其儀」(=書状をそれぞれに出すこと)がないため、右の通りに申し届けてほしい。</p>			

(10月11日カ) (注8)	岡部長盛・ 服部保英・ 大関資増 (注9)	大嶋源六郎 (注10)	この度、白川において注進すれば、当意の褒美として金子一枚を遣わすつもりであり、知行分は500石を遣わすつもりである。	図録-改-48頁 那須18号-90頁
10月12日	徳川秀忠	福原資保・ 岡本義保 (注11)	大久保忠隣のところまで来た書状を披見した。(家康は)天下平均に命じて大坂(城)へ移ったので安心するように。境目は異儀がない旨を了解した。	図録-改-49頁 地方史225号-24頁
10月12日	徳川秀忠	那須資景・ 伊王野資信	大久保忠隣のところまで来た書状を披見した。(家康は)天下平均に命じて大坂(城)へ移ったので安心するように。境目は異儀がない旨を了解した。	図録-改-49頁
10月23日	大久保忠隣	大関資増	(大関資増が出した)7月(9月カ)晦日の使札を今月(=10月)22日に披見した。仰せのように、この度、濃州表において(家康が)御一戦を遂げて敵をことごとく討ち果たした。そのうえ(家康は)大坂(城)へ移って、いよいよ思し召しのままに仰せ付けられたので、様子(=状況)においては安心するように。「奥口」(=奥州方面)のことは別条がない旨を了解した。(注12)	図録-改-49～50頁 那須13号-69頁
10月24日	永井直勝	大関資増	遠路、思し召しにより、御状(を)いただき、過分至極に思う。上方・四国・西国・北国まで(家康の)思し召しのままに仰せ付けられたので、安心するように。「其表」(=下野国黒羽城)ではかわったことがない旨を了解した。もし、「此口」(=上方)で御用等がある場合は(私に)申し付けてほしい。なお、追って申し入れるつもりである。	図録-改-50頁 那須13号-70頁
10月27日	徳川秀忠	大関資増	大坂入城のことについて、使者と太刀1腰・馬1疋・杉原(紙)50帖をもらい祝着である。「当表」(=上方)は(家康が)いよいよ平均に仰せ付けられているので、安心するように。なお、大久保忠隣が(副状を出して)申す予定である。	図録-改-50頁 那須13号-70頁 地方史225号-29頁 家康・中-786頁
10月27日	本多正純	大関資増	(大関資増からの)飛札を拝見した。仰せのごとく、この度、天下のことは家康の思し召しのままに早速仰せ付けられ、誠に四国・西国までも残らず御存分に属した。「其表」(=下野国黒羽城)では昼夜油断がない旨を詳しく(家康に)申し上げた。なお、追々申し入れるつもりである。	図録-改-50頁 那須13号-71頁 家康・中-787頁

10月晦日	久代景備	大関資増	毛利輝元のこと、国をことごとく指し上げ、残り2ヶ国の周防・長門だけを拝領する。安芸・備後は、福高正則が拝領する。豊前は、細川忠興へ与え、高30万石の見積もりである。豊前にて不足のところは豊後に与える。山内一豊へは伊予を居成(居城カ)にと命じた。そのほかいづれも国割はなかばである。島津のことも御詫言を申し上げる筋目がある、とのことである。たぶん落着はほどなくであろうから、これまた安心するように。「其表」(=下野国と上杉領との境目とていう意味か?)のことも、直江(兼統)のところより使者を(上方へ)上げさせると取り沙汰している(注13)。「此方」(=上方)にいる留守居共方(=上杉家の上方の留守居)より使者を(上杉景勝の領国へ)下した。これも(島津氏のケースと同様に)家康の思い通りに着するとする。前田利長へは加賀を(の内カ)2郡与える。そうなれば、加賀一國を皆拝領することになる。堀尾忠氏へは出雲・隠岐兩國を与える。「爰元之体」(=こちらの状況)は、詳しく言上するつもりであるが、別にかわったことはない、そのようにはしない。委細は(松本)惣左へ申し入れた。(追而書)「此表」(=上方)のことは、松本惣左衛門(注14)へ詳しく申し入れた。	図録-改-50頁 那須13号-71頁
(慶長5年11月頃) (注15)	大関資増	-	大宮大明神への願文→この度、奥州の境目を守ること、及び、大久保(忠隣)・浅野(長政・幸長)・本多(正純)氏等の思慮について、偏に「神明加護」を祈り奉るものである。なお、榊原(康政)氏の家来の久代景備の申し状は、これら必定のこと(であり)、神力でなければ堅固を得られない。偏に靈験の至り丹精の状は執達件のごとし。(注16)	那須18号-90頁
★5月11日 (注17)	服部保英・大関資増・岡部長盛	大嶋源六郎	この度、関山か、または、白川かにおいて(徳川方から)御働き(=軍事行動)の時には(大嶋源六郎から黒羽城に)注進をする予定である、とのことに感じ入った。このことが調べれば、知行分を望みのごとくに出すつもりである。たとえ、御無事(=軍事行動がないこと)になっても右の忠心のところを徳川秀忠へ申し上げて、確かに身上を引き立てるつもりである。(注18)	図録-改-48頁 那須18号-90頁
★8月24日	結城秀康	大関資増	(結城秀康の越前国への)入国のことについて、ここまで(大関資増から)御飛札を(もらい)忝い。伏見から去る(8月)14日に下り、北庄へ参着した。	図録-改-50頁 那須13号-73頁

【凡例】

上表の「月日」において、無印は慶長5年を示し、★は慶長6年を示す。
 ※「5月3日付伊王野資信宛徳川家康書状写」については、先行研究では慶長5年に比定しているが、筆者(白峰)は慶長6年に比定すべきであると考えている(表1における(注1)参照)。ただし、表1では先行研究を考慮して、便宜上、慶長5年のところに入れることにした。

【典拠の略称一覧】

上表の「典拠」における各略称は以下のようになる。
 図録一改…図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏-近世大名への転身-』(黒羽町教育委員会、2004年)。
 那須13号…新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」(『那須文化研究』13号、那須文化研究会、1999年)。
 那須18号…新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」(『那須文化研究』18号、那須文化研究会、2004年)。
 地方史225号…荒川善夫「岩瀬文庫所蔵「古文状」所収下野中・近世文書について」(『地方史研究』225号、地方史研究協議会、1990年)。
 家康・中…中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1958年)。
 岐阜4…『岐阜県史・史料編』古代・中世4(岐阜県、1973年)。

(注1)「5月3日付伊王野資信宛徳川家康書状写」について、新井敦史氏は慶長5年に比定しているが(新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」、図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏-近世大名への転身-』、黒羽町教育委員会、2004年)、家康が大坂城から上杉討伐のために出陣したのが慶長5年6月16日であり、その1ヶ月以上に家康が出馬に言及するのは早すぎるとのことや、新井氏の考察によれば、翌年の慶長6年5月段階では、いまだ那須地域は、家康と上杉景勝の間で軍事的緊張状態が凝り固まっていたことから(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、94頁の解説)、慶長6年に比定すべきであると考えられる。なお、地方史225号-30頁、家康・中-482頁も「5月3日付伊王野資信宛徳川家康書状写」を慶長5年に比定しているが、これも同様の理由で慶長6年に比定すべきであると考えられる。

(注2) 地方史225号-29頁所収のものは6月26日付としている。

(注3) 石川八左衛門(=石川重次)は慶長5年6月、大田原城普請のために奉行として内藤忠清と共に遣わされた(表2参照)。

(注4)「伊奈主水の内意の旨」とは上杉景勝との戦いの勝利のことを指すと考えられる。

(注5) 久代景備は榊原康政の家臣である(前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」、『那須文化研究』13号、74頁の註(8))。

(注6) 家康・中-692頁所収のものは9月13日付としている。

(注7) 家康の大坂城入城は9月27日なので、この書状の日付である9月19日の時点で家康は草津にいた(相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」、藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、思文閣出版、2011年、118~119頁)。よって、この書状で「家康はすぐ到大坂(城)へ御座された」としているのは事実ではない。

(注8) 本史料については、『多治比系伝』巻八(「大関家文書」)では年月日の記載を欠いているが、『封城郷村誌』巻之九(「大関家文書」)にも掲載されており、ここでは「十月十一日」という日付けが記載されている(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、93頁の解説)。
 (注9) 大関資増は黒羽城主であり、服部保英・岡部長盛は黒羽城に加勢として入っていた(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、93頁の解説)。

(注10) 大嶋源六郎は、『創垂可繼』所収『封城郷村誌』巻之九によれば、沢口村に住居して、近村を支配していたが、慶長5年9月の関山合戦に際して伊王野氏の軍勢に加わり、軍功があったという(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦に関わる黒羽城主大関氏発給文書等について」、『那須文化研究』18号、93頁の解説)。

- (注11) 福原資保・岡本義保は、家康の命によって会津の上杉景勝軍への防備として、皆川広照や家康の家臣・服部半蔵らとともに、下野国大田原城に詰番させられた(前掲・荒川善夫「岩瀬文庫所蔵「古文状」所収下野中・近世文書について」、『地方史研究』225号、32～33頁の解説)。
- (注12) 「仰せのように、この度、澁州表において(家康が)御一戦を遂げて敵をことごとく討ち果たした。」と記されていることから、これ以前に大関資増が大久保忠隣に出した「7月(9月カ)晦日の使札」には、関ヶ原の戦いで家康が勝利したことが記されているはずである。とすると、「7月晦日の使札」では、大関資増が大久保忠隣に出した「使札」の日付(月日)と内容が矛盾することになるので、この「使札」は関ヶ原の戦い以後の日付でなければならぬ。よって、「7月晦日の使札」は「9月晦日の使札」の誤記であると考えられる。
- (注13) この箇所(六条目)の解釈について、新井氏は、直江兼統から那須・黒羽方面に使者が派遣された、と理解しているが(前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」、『那須文化研究』13号、72頁の解説)、原文では「直江所ら使者を為上申様」(下線引用者)と記されているので、直江兼統が使者を上の方へ遣わした、と理解すべきであろう。また、新井氏は、この使者派遣について、9月15日の関山合戦(上杉方対那須衆)の戦後処理が問題となっていたのではなかろうか、と理解しているが(前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」、『那須文化研究』13号、72頁の解説)、上記で指摘したように、直江兼統が使者を上の方へ遣わした、と理解した場合、上杉景勝からの和睦交渉ととらえた方が妥当であろう。このことは、その前の五条目で高津氏の侘言に関する記載があり、六条目で「これも(家康の)思い通りに到着すると思う」と記されていることから、高津氏と同様に上杉景勝に対しても家康の思惑通りに決着するだろう、という久代景備の観測を述べたものと思われる。
- (注14) 松本惣左衛門は慶長年間、大関家の宿老職にあった(前掲・新井敦史「黒羽町所蔵の関ヶ原合戦関係文書について」、『那須文化研究』13号、72頁の解説)。
- (注15) 新井氏は、日付けは不明であるが、慶長5年11月頃のものと考えられる、と指摘している(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦」に関わる黒羽城主大関氏菟給文書等について)、『那須文化研究』18号、93頁の解説)。
- (注16) 新井氏は、この願文について、いまだ軍事的緊張状態にある奥州との「境目」を防備し、静謐ならしめることが祈願されていたのである、と指摘している(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦」に関わる黒羽城主大関氏菟給文書等について)、『那須文化研究』18号、93頁の解説)。
- (注17) 新井氏は、この史料中の「大納言様」を徳川秀忠に比定することにより、従来、この史料が慶長5年に年次比定されてきた点(『栃木県史・史料編』中世1、292、293頁など)を訂正して、慶長6年に比定している(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦」に関わる黒羽城主大関氏菟給文書等について)、『那須文化研究』18号、94頁の解説)。
- (注18) 新井氏は、慶長6年5月の段階で、黒羽城には、東軍(江戸に在る秀忠を中心とした徳川勢)による関山・白川方面へのあらためての軍事行動が近い将来なされるという情報が伝えられていたものであり、いまだ那須地域は、軍事的緊張状態にあったのである、と指摘している(前掲・新井敦史「東国版関ヶ原合戦」に関わる黒羽城主大関氏菟給文書等について)、『那須文化研究』18号、94頁の解説)。

表2

慶長5年～同6年における上杉景勝軍と対峙した那須衆（下野国）の動向

【慶長5年】（新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」により作成）

5月3日	徳川家康は那須衆の一人である伊王野資信（伊王野城主）からの「会津表之儀」についての注進を受ける形で、上杉領と境を接する資信に対して伊王野方面を堅く守るべきことを命じ、まもなく自らも出陣する旨を通知した ^(注1) 。
6月16日	■家康は上杉景勝を打倒すべく、総大将として自ら全軍を引率して大坂城を出発した。
6月22日	6月22日付大田原晴清宛徳川秀忠書状により、大田原晴清は会津方面への「人留」（人々の往来・出入りを厳重にすること）について要請された。徳川譜代の家臣である石川重次が秀忠の使者として大田原城へ赴き、大田原晴清にこの秀忠書状を届けた。
6月 (6月下旬)	大田原城（城主・大田原晴清）普請のため、江戸から徳川譜代の家臣である石川重次・内藤忠清が奉行として遣わされ、加勢として、皆川広照・同隆庸と徳川譜代の家臣である服部正就（伊賀同心の頭）が派遣された。さらに家康から長筒の鉄砲10丁が預けられた。
6月	黒羽城（城主・大関資増）修築の奉行として、榊原康政（上野館林城主）の家臣・伊奈主水が派遣された。
7月2日	■家康が江戸に入った。
7月13日	■徳川氏譜代の榊原康政（上野国館林10万石）が徳川軍先鋒として出陣した。
7月15日	徳川軍の先鋒である榊原康政らが大田原に着陣した。那須衆は彼らに属することになり、白河城攻撃が議論された。
7月16日	細川忠興が那須野に着陣した。その他の武将も続々と下野入りした。
7月19日	■徳川秀忠が徳川一門・譜代の将士・外様の武将らからなる前軍を引率して江戸城を出発した。
7月19日	家康は江戸城において、上方の風雲ただならぬ形勢を知らされた。
7月21日	■家康が率いる後軍が江戸城を出発した。
7月22日	■徳川秀忠が宇都宮城（白河口の前線拠点）に着陣した。この日（7月22日）、那須衆の大関資増（黒羽城主）・大田原晴清（大田原城主）・伊王野資信（伊王野城主）は石橋（現栃木県下野市）まで進み、宇都宮を目指して進軍中の秀忠に拝謁した。
7月22日	■那須衆の那須資景（福原城主）・蘆野政泰（蘆野城主）・福原資保（御古屋敷館主）は宇都宮付近の白沢（下野）で秀忠に拝謁した。
7月24日	■家康が小山に着陣した。
7月24日	大関資増・大田原晴清・伊王野資信は、秀忠の命により、小山に着陣した家康のもとを訪れ、拝謁することとなった。ここで彼らは、刀や金子を与えられ、上杉軍の押さえを命じられてそれぞれの城に帰った。
7月？日 (7月24日カ)	那須資景も家康のもとを訪れた。
7月24日	■喜連川頼氏は7月24日付で那須資晴（資景の父）宛てに書状を発給し、会津攻めでの参会を期している。

7月24日	家康は小山において伏見城からの使者に接し、石田三成らの挙兵を知った。
7月25日	家康は秀忠をはじめ諸客将を小山に招集し、いわゆる小山評定となった。同評定においては、会津攻めを中止し直ちに上方にとって返し三成らを討つ、という軍事方針が決定された。会津表及び水戸表(対佐竹義宣)の押さえのため、主将として結城秀康が宇都宮城本丸に配置された。
7月26日	榊原康政が大田原城を巡視し、江戸城への人質の差し出しを命じた。
7月27日	榊原康政が黒羽城を巡視し、江戸城への人質の差し出しを命じた。
7月29日	浅野幸長は大関資増に対して、7月29日付の書状で小山評定の結果を報じた。ただし、この書状では会津攻めの中止ではなく「御延引」と報じられた。この書状からは、浅野幸長が7月23日付の大関資増の書状を入手しつつも、宇都宮・結城・小山と飛び回っていたため、浅野幸長は大関資増と出会えなかった状況が窺われる。
7月晦日	榊原康政の家臣・久代景備が大関資増に宛てて、7月晦日付の書状を発給し、人質の差し出しを要請した。つまり、この時点(=7月晦日の時点)で、いまだ大関氏からは人質が差し出されていなかったことがわかる。 ■この書状では、「其元」(=黒羽城)への加勢として岡部長盛(家康の譜代家臣、下総国山崎1万2000石)が近日遣わされることも記されている。
7月末	那須資景・福原資保・伊王野資友(資信の子息)・岡本義保・大田原増清(晴清の弟)ら那須衆に大田原城への加勢が命じられた。
8月初旬頃	■岡部長盛ら加勢が黒羽城へ入城。黒羽城本丸には岡部長盛(下総山崎城主)、二の丸には服部保英(服部正就の従兄弟)、三の丸には城主・大関資増と千本義貞(那須衆)が入った。
8月1日	大関氏から江戸城に向けて人質が差し出された。
8月3日	那須氏から江戸城に向けて人質が差し出された。
8月5日	家康が江戸に入った。
8月6日	那須資景は、当時宇都宮に在陣中の徳川氏重臣である本多正信・大久保忠隣の8月6日付連署状を受け取った。その連署状では、那須資景の妻が「御証人」(人質)として江戸へ「御引越」となったが、「御宿・御扶持方」については配慮すべく、江戸へ書状を遣わしたことが報じられた。
8月9日 ～11日	他の那須衆から江戸城に向けて人質が差し出された。
(8月カ)	家康は対佐竹軍の布陣として皆川広照・水谷勝俊(常陸下館城主)をさらに鍋掛に前進配備した。
8月25日	8月25日付の大田原晴清宛徳川家康書状により、家康の上方への出馬延期が報じられ、上杉軍南下の際には注進すべきことが命じられ、その際には家康自ら出馬のうえ、これを討ち果たす所存である旨が伝えられた。
9月1日	家康は江戸を発ち、東海道を西上した。
9月5日	9月5日付の鈴木重信書状(大関資増宛の返書)では、伊達軍の軍事行動(対上杉軍)について言及され、家康の命令次第で「会津表へ乱入」する用意のあることが述べられている。
9月14日	上杉軍が伊王野口に進出するという情報があり、伊王野からの注進によって、黒羽・大田原両城では後詰の手配をおこなった。

9月14日 ～15日	関山合戦。9月14日、伊王野軍は関山（現福島県白河市）を攻め、翌15日にかけて上杉軍と合戦になった。伊王野軍は、39名の死者を出しながらも上杉軍を撃退した。
（9月以降カ）	結城秀康・蒲生秀行（宇都宮城主）・那須衆らは昼夜のない防御態勢をとっていた。

【慶長6年】

—	慶長6年に入ってもしばらくは那須衆と上杉軍との対陣が続いた。
5月11日	5月11日付大嶋源六郎（伊王野氏被官）宛書状の内容によれば、慶長6年5月の時点で、黒羽城には東軍（江戸にいる秀忠を中心とした徳川勢）による関山ないし白川方面へのあらためての「御はたらき」（軍事行動）が近い内になされるとの情報が伝えられていたのであり、いまだ那須地域は軍事的緊張状態にあった。
7月	上杉景勝が上洛し、家康に謝罪した。
7月	服部正就は加勢として入っていた大田原城を退去した。服部正就が大田原城を去る際、鉄砲3丁・玉薬などが大田原城に残し置かれた ^{（注2）} 。他の加勢も、この時期（＝慶長6年7月）まで大田原・黒羽両城に拠っていた。

【凡例】

無印…新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」（図録『改訂版関ヶ原合戦と大関氏－近世大名への転身－』、黒羽町教育委員会、2004年、52～57頁）より引用。

■……新井敦史「もう一つの関ヶ原－関ヶ原合戦と那須衆」（橋本澄朗・千田孝明編『知られざる下野の中世』、随想舎、2005年、207～230頁）より引用。

（注1）「5月3日付伊王野資信宛徳川家康書状写」（伊王野資信が会津表のことを家康に注進してきたことに対して、家康は「其口」を堅く守るように指示し、まもなく家康が出馬して上杉景勝を討ち果たすつもりである、と記した書状）について、新井敦史氏は慶長5年に比定しているが、家康が大坂城から上杉討伐のために出陣したのが慶長5年6月16日であり、その1ヶ月以上前に家康が出馬に言及するのは早すぎることや、新井氏の考察によれば、翌年の慶長6年5月段階では、いまだ那須地域は、家康と上杉景勝の間で軍事的緊張状態が続いていたことから（上表参照）、慶長6年に比定すべきであると考えられる。

（注2）これは大田原城の城付武具として残された、という意味と考えられる。

※上表は、前掲・新井敦史「慶長5・6年の東国版関ヶ原合戦における那須衆の動向」をもとに作成した。同様の論考には、新井敦史「関ヶ原合戦と大関氏」（新井敦史『下野国黒羽藩主大関氏と史料保存－「大関家文書」の世界を覗く』、随想舎、2007年、43～59頁）、前掲・新井敦史「もう一つの関ヶ原－関ヶ原合戦と那須衆」がある。